

〈論文〉

## デュポンにおける国民教育モデルの 形成と構造

### Formation d'un modèle de l'éducation nationale chez Du Pont

田 原 宏 人

1. 『覚書』の読みかた
2. 祖述者として
3. 榆の木陰でダンス
4. 自然と社会
5. ポーランドにて
6. 『覚書』
7. 国家と教育
8. 競争と選抜
9. 共和国の似姿としての学校
10. 神はダイスをころがさない

#### 1. 『覚書』の読みかた

1775年に財務総監テュルゴ（Anne Robert Jacques Turgot）の指示により『自治体にかんする覚書 *Mémoire sur les municipalités*』（以下『覚書』）を起草したのがデュポン（Pierre Samuel Du Pont de Nemours）であったことはよく知られている。にもかかわらず、『覚書』はテュルゴの思想をあらわすものとして取り扱われることが多い。たとえば、そこに盛られている公教育構想を、森田伸子は「絶対主義的方向での近代化と公教育のプラン」の一典型であるテュルゴのそれとして論じており〔森田：123〕、

チックもまた、「市民の諸権利よりも諸義務を」、「個人の諸権利よりも国民の諸権利を」強調するテュルゴの構想としてこれに言及している[Chisick : 165-166]。

このような読み方を許す背後には、おそらく、『覚書』はテュルゴの「自筆のものではないので、厳密にいえば、彼の思想とはずれのあることを否定できない」が、彼の「行政改革の基本的方向」を「確認」するためには十分である[安藤：260-261]、という共通理解があると思われる。18世紀後半のフランス政治文化史研究の中心人物の一人であるベーカーもまた、慎重にではあるが、こうした理解を共有している。

国王に提出する前に、テュルゴ自身が、おそらく重要な変更を書き加え、この下書きを完全に修正しようとしていたことは明らかだ。「私は、かれこれ15年間、この問題について考えに考えてきました。そして、おそらくあなたが推測できないほど多くの着想を得るにいたりました。ですから、わたしたちが各々の点すべてについて一致したとしたら、それは見事な偶然でしょう」と、テュルゴはデュポン宛ての書簡のなかで、デュポンがたんなる下書きにかくも多くの時間を費やしたことについて小言を並べている。「したがって、決定稿は多分書き直すことになるでしょう。では、また。」残念ながら、この決定版はついに実現しなかった。テュルゴは、彼が見越していた修正が施される以前に、権力の座から落ちた。それゆえ、覚書はデュポンによる試案の形のままで残されることになった。にもかかわらず、この試案の形のものは、個々の点について修正のためのノート(今では失われてしまった)を書き込んだ財務総監によって、その一般的なアウトラインにおいて是認されていた。それゆえ、この著作物のどれだけがデュポンのものであり、どれだけがテュルゴのものであるかを精密に確定することは不可能であるけれども、『自治体にかんする覚書』が財務総監の改革的見解の実質をあらわしていると受けとるのは公正である……。

[Baker 1975 : 202-203]

しかしながら、「一般的アウトラインにおいて是認されていた」ということを裏づけているのは、テュルゴ死後のデュポンの証言のみである。『覚書』のオリジナルは現在も未発見であり、公刊された諸版もデュポンによって多かれ少なかれ改作されている以上、『覚書』の諸テクストを徹底的に追跡した渡辺恭彦が述べているように、「少なくともテュルゴーが指示した訂正通りの草稿が作成されない限り、この草稿をそのままの形でテュルゴーの著作とすることはできないであろう。たとえテュルゴーの思想が相当程度とりいれられているとしても、この草稿は、文章的にも思想的にも、デュポンの著作とすべきであろう」[渡辺 1973:21]<sup>1)</sup>。

もっとも、デュポンが執筆したということと、そのなかにテュルゴの思想の「実質」があらわされていることとは必ずしも矛盾しない。実際、ベーカーの研究では、『覚書』は彼の描くテュルゴの思想全景のなかにぴったりと嵌まっているように見える [Baker 1990:109-127]。

だが、デュポンが『覚書』を書いたという事実は依然として残る。デュポンが自他ともに認めるフィジオクラートであったのにたいし、テュルゴは、18世紀の第3四半期のフランスにおいて対立していた二つの思想——グルネー的な個人主義とフィジオクラシー——の両方について「的確な知識をもっており、そこから生まれた彼自身の見方には、一定の動搖や変容が認められるのみならず、彼の社会経済的および政治的思考のなかには、グルネーからの借用もフィジオクラートたちからの借用も認められるのである」[Dippel 1981a:155]。たしかに、この二つの思想は「フランス封建主義に対して、ならびに国家財政および幾重もの間違いを犯してきた経済政策に対して」共通の批判を浴びせていたため、両者の「裂め目」は「うわべの共通性の背後」に後退していたが、しかし「両者の結びつきを強調するには」「その前提として両者の違いについての自覚が必要である」[ibid. 154]。

けれども、デュポンが編集した『テュルゴ著作集』(Oeuvres de Mr. Turgot, ministre d'état, précédées et accompagnées de mémoires et de notes sur sa vie, son administration et ses ouvrages, Paris, 1808-1811, 9

vols.) に収録された『覚書』に、デュポンによって「以下の覚書の思想のすべてはテュルゴ氏のものである」[t.VII. 386]と付記されて以来、事実上、『覚書』は文字通りテュルゴのものとして取り扱われてきた。ところで、この場合には、デュポンの著作をテュルゴのものとして読むのであるから、後者の思考回路に精通している、たとえばトクヴィルのような注意深い読み手の記述には微妙なニュアンスが込められることになる。

偉大な魂と稀にみる才能に恵まれていたため、他のすべての人々 [=エコノミストたち] とは別のタイプの人物であるはずのテュルゴさえも、彼らと同様、政治的自由にたいする好意的傾向をほとんどもちあわせていない。……とにかく、ほとんどのエコノミストたちと同じように、第一の政治的保証は、ある一定の方程式にもとづき、ある一定の精神を教え込むような公教育を国家が万人に与えることである、と彼は考えていた。[Tocqueville : 211]。

ここには、『覚書』の教育構想の部分を流れている思考法とテュルゴ本来のそれとが必ずしも一致していないことが暗に示されている。

なお、トクヴィルのフランス革命へのアプローチにかんして、フュレは、そこに「経済的なもの」が欠けていることを指摘しつつ、次のように述べている。

たとえば、トクヴィルはフィジオクラートを読んでいた。しかし、彼は、厳密な意味でのフィジオクラートの経済分析にも（おそらくそれには興味をかきたてられなかったのだろう）、基本的な反コルベール主義の主張である「レッセ・フェール レッセ・パッセ」にさえも言及したことがない。それを批判するために彼がそこから取り出すものは、「合法専制主義」のテーゼにつきる（第三篇、第三章）。だが、これは、実は、経済合理性の定義の系（しかも、この系は、テュルゴ〔トクヴィルが主としてとりあげている重農主義者<sup>2)</sup>〕のような、むしろグ

ルネー学派で教育を受けた「マージナル」のフィジオクラートからは拒否された系なのである) にほかならない。[Furet: 訳 273-274]

グルネーとフィジオクラートとテュルゴとの関係については措くとして、ともかくトクヴィルについて次のことが言える。彼は、テュルゴとフィジオクラートたちとの違いに気づいており、「合法専制主義」にたいする態度がこの違いの一因をなしているとみていた。そして『覚書』のなかには「専制」への指向性が読み取られる。ところが、その『覚書』は、そんなことを書きそうもないテュルゴによって書かれたという。この不整合がトクヴィルをして「……はずのテュルゴでさえも (Turgot lui-même……)」という言い回しを探らせたと考えられる。

もしも、トクヴィルが「専制」の萌しを読み取っている教育論の部分がテュルゴの見解ではないということが立証されれば、この不整合は解消するが、このことはすでにシュタインプレッヒャーによって示唆されている。

現に存在している形での『覚書』がデュポンの著作であり、テュルゴが完全にと認めなかったものだということは、いくら強調しても強調しすぎるということはない。二人の経歴は、次のような推測を最初から容易に起こさせる。すなわち、デュポンは改革の一般的諸原則を説明するさいに、また教育制度にかんして詳しく述べるさいにも、彼独自の土俵の上で動き回っているのではないか、それにたいして自治の導入にかんして論じている部分では、テュルゴの思想は比較的多く模写しているのではないか。[Steinbrecher: 19]

この見解はベーカーによって「根拠がない」と一蹴されてしまっている[Baker 1775: 441]。しかしながら、ベーカーの批判の根拠としてはデュポンからの伝聞証拠以外に何も示されていない。そこでベーカーが『覚書』の原作者問題にかんして参考を求めているカヴァノーをみてみると、彼はこの問題にかんする先行研究をレビューしたうえで、「少なくともテュルゴ

(およびデュポン)が、テュルゴの見解を表明するのが賢明だと感じていたというかぎりでは、『覚書』はテュルゴの見解の反映である [Cavanaugh : 32] と結論づけている<sup>3)</sup>。

結局のところ、カヴァノーやベーカーが、そして他の多くの論者たちが『覚書』を実質的にテュルゴのものとみなすもっとも有力な証拠として採用しているのは、またもやデュポンが自ら編集したテュルゴ著作集収録の『覚書』に付した解題の次のくだりである。

以下の『覚書』の思想はすべてテュルゴ氏のものである。……『覚書』そのものは他人の手になるものである。テュルゴ氏は、それを執筆するという任務を彼のもっとも親しい友人に任せたのだ。彼は、この試論を修正し、細心の注意を払って完璧に書き直そうともくろんではいたが、しかし彼が友人たちに協力を許したどんな仕事の場合でもそうであったように、この試論を是認していた。[Du Pont 1809 : 386]

これは根拠とするにははなはだ薄弱である。なぜなら、「個人のあらゆる点」についての不一致を指摘したのはテュルゴ自身であるのにたいして、「是認」されていたと書いたのはテュルゴ没後のデュポンであるからだ。それに、このデュポン版著作集は、その他にも「非常に恣意的な改ざん」が「多かった」 [津田 : 49]<sup>4)</sup>。

『覚書』の原作者問題についてはとりあえずこれまでとする。両者の発想の違いの可能性が示唆されれば、この項の目的はひとまず達せられた。以下、本稿は、一方の対照項であるデュポン (1789 年三部会議員にヌムール選挙区から選出されて以降、彼はデュポン・ドゥ・ヌムールを名のるが、本稿ではデュポンと表記する) の教育論を再構成することに目的をしほることにする。

## 2. 祖述者として

ケネー (François Quesnay) の論文集『フィジオクラシー Physiocratie』

## デュポンにおける国民教育モデルの形成と構造

(1767-68) を編んだデュポンは、1768年、ディドロ (Denis Diderot) のすすめもあり<sup>5)</sup> 学派の生成過程を略述するとともに、前年に出版されたばかりのル・メルシェ・ドゥ・ラ・リヴィエール (Pierre Paul François Joahim Henri Le Mercier de La Rivière) の大部の著書『政治社会の自然的および本質的秩序 *L'Ordre naturel et essentiel des sociétés politiques*』を要約するという目的で、『新科学の起源と進歩 *De l'Origine et des progrès d'une science nouvelle*』を著した。その末尾近く、「自然的秩序にもとづく全社会制度のレジュメ」が箇条書きの形で次のように定式化されている [Du Pont 1768 : 73-77]。

身心所有 (propriété personnelle)：各人が欲求充足に好適な事物を得るために自らの身心に属するあらゆる能力を……自由に使用することは彼にとって物理的必然であるということによって、すなわち自然によって樹立される。

労働の自由：身心所有権と不可分であり、その一部を構成している。

動産所有：身心所有権の行使、その対象という側面から、すなわち自身の労働によって取得された事物への身心所有権の拡張という側面からみた場合、これは身心所有権そのものにほかならない。

交換の自由：……身心所有権および動産所有権と不可分である。

耕作：身心所有権および動産所有権ならびにそれらと不可分の自由の行使である。……

不動産所有：耕作の必然的帰結である。……

土地用益の自由：……収穫物を耕作者の取戻し分 (reprises des cultivateurs) すなわち耕作を継続していくのに不可欠の富……と、純生産物 (produit net) すなわち社会の繁栄を決定づけるために処分できる富……とに分割すること。

安全：これなくしては、所有も自由も事実ではなく、たんなる権利にすぎなくなってしまう。……

後見的主権 (autorité tutélaire et souveraine)：これによって、所有

と自由に必要な本質的安全を確保する。この権威は、所有と自由を樹立する自然的秩序の法を公布し、執行することによって、この重要な任務を履行する。

役人 (magistrats)：自然的秩序の法の適用、すなわち主権によって実定化された法の適用がいかにあるべきかを、個々のケースにおいて決定する。……

好ましい公教育：市民と後見的権威と役人が、いずれも、自然的秩序の不易の法をけっして見失わないようにするために。意見に眩惑されたり、排他的な私的利害……に引きずられたりして、道を踏みはずさないようにするために。

公収入：……

直接税：土地所有者と主権者とのあいだでの純生産物の分配。所有を制限せず、かつ自由をも制限しないやり方で公収入を形成するため……

純生産物にたいする直接税率：できるだけ大きな公収入を社会にもたらし、したがって最大限の安全を確保しうるために……

世襲君主制：主権の受託者の現在と将来にわたるあらゆるインタレストが、純生産物の比例配分による社会のそれと密接に結びつくようになるために。

公教育は、「社会の自然的秩序」(ル・メルシエ) を実現するための要石として位置づけられている。これはフィジオクラートたちの最大公約数的見地でもあり、このゆえに、教育制度の確立は、自然法の現世的形式である「あらゆる実定法の筆頭」(ケネー) に位置づけられることになる<sup>6)</sup>。

### 3. 榆の木陰でダンス

フィジオクラートたちのセクト圏外の論者たちとの関係はどうであったか。ここではルソーにたいする評価をとりあげる。ル・メルシエはルソーに激しい非難を浴びせ、ルソーはル・メルシエの著書を読んでフィジオク

ラートたちと袂を分かつたという経緯があるにもかかわらず、デュポンのルソー観は好意的ともいえるものである。

わが国民に幾分でも有用であった唯一の著作……は、ジュネーヴの哲学者の華麗な詩(poëm)である。われわれは、彼が招いた厳しい検閲に逆らってまで彼を正当化しようとは思わないが、しかし彼は、自然を研究し、それを見守り、それに従わなければならず、自然を抑えつけてはならないということを理解し指摘した。……今日、たくさんの子どもたちが、生まれたときから自由で、自然が彼らに準備した糧を摂取し、冷水浴に慣れ親しみ、厳しく寝かしつけられ、薄着をし、たくましく鍛えられて、そして肉体においても精神においても父親よりも強くなっているのを目にすることができるとすれば、それはルソーに負うところが大きいと、包み隠さず言わねばならない。[Du Pont 1772: 244-245]

〈自然に従う〉という点は、そのかぎりではフィジオクラシーの教義と重なっているように見えるが、フィジオクラートたちは〈自然に従う〉ことよりも、むしろ〈自然に従わせる〉ことのほうに关心が向いていた。ここでは、子どもたちに有用な具体的教育の共通項として〈厳しさ・強さ〉が認められることに留意しておきたい。

しかしながら、デュポンによれば、もはや父親に期待することはできない。

だが、彼〔=ルソー〕の作品は、それを読まない人々には有用ではありえない。また、つねに幼児を甘やかす優柔不断で追従家の大貴族や大富豪についても同様である。さらに、彼の思想の大部分は、裕福でも怠惰でもないすべての人々にとっては実行不可能ですらある。彼らは、子どもを見守るためよりも、子どもを養うために……より多くの時間を割くことを余儀なくさせられているからである。[Ibid.

かくして、家庭教育は不可能であるがゆえに、公教育システムが必要となるのだと説かれる。では、いかなる公教育が構想されていたのか。

\* \* \*

バーデン辺境伯カール・フリートリヒ (Carl Friedrich) はフィジオクラシーの信奉者として知られている。彼は、「エコノミストたちの主要な諸著作をドイツ語に翻訳させ、その抜粋を息子の教育のために供した」 [Schell : 161] だけでなく、実際に幾つかの村で「純生産物の 20 パーセントの単一税」を試行しさえした [Higgs : 86]<sup>7</sup>。以下、デュポンと辺境伯ならびにその皇太子カール・ルートヴィヒ (Carl Ludwig ; 1770 年代初め、デュポンは彼の私教師を務めた) とのあいだに交わされた書翰のなかで表明された集団形成のモメントとしての公共祭典論を素材に、デュポンの公教育構想の根底にある教育の政治的意義について考察する。

デュポンはカール・フリートリヒ父子にたいして、その形態において、「教育と喜び(plaisir) とがこのうえなくうまく混ぜ合わされ」、その内容において「道徳と政治のいまだかつて作られたこのないもっとも素晴らしい課程(cours)」として、祭典を取り入れ、皇太子を国民祭典総監(surintendant général des fêtes et des spectacles nationaux) に任ずることを提案する。この祭典は、一般的には、「社会の全構成員がそこに集い、すべての市民、民衆および指導者たちが皆、演技者であると同時に観客でもある」ような祭典であり、その機能は「あらゆる義務を呼び覚まし、そしてそれらの義務をよりいっそう莊重に、より厳肅に、より神聖に、より威厳のあるものにし、すべての精神を一体化させ、すべての心を熱くさせる」ことにあり、その効果として「すべての頭を善へと導き、ムールを堕落させる悪弊を追い払い、臣民の意志を主権者の開明された意志に賛同させる」とがめざされる。[Knies, I : 145-146]

そのうえで、デュポンは、皇太子にたいして具体的プランを示している。そのさい彼は、こうした「愛国祭典」は「当代の才人たちにはまったく新

しいものに見える」[ibid. I : 146]とオリジナリティを主張しているが、これから見ていくように、明らかに彼にはルソーという下敷きがあった。

デュポンはまず、もっぱら「有閑都市住民」のために「戸を閉め切って演じられる演劇 (spectacles)」は「その労働によって国家全体の繁栄のもとを築いている農村の民衆」を排除していると非難し、「ホールやボックス席や階段棧敷」を否定する。そして、それに代わるべき遮台は「青天井を戴く広大な平原」である。この器にはラシーヌやコルネイユでは小さすぎ、孔子やヌマならぴったりだとされる。さらに「動き」を賞揚し、「退屈」を嫌惡するデュポンは、「人々がたんに観客であるだけではなく演技者でもありうる」必要があると説く。つまり「演劇を催すのは民衆自身である」。[ibid. II : 16-18]

ここまで出てきているモチーフのなかでルソーにないものは孔子だけである。たとえば、『ダランベール氏への手紙 Lettre à M.d'Alembert sur son article Genève』(1758) のなかで、ルソーは、「少数の人々を暗い洞穴に陰気に閉じ込め」、「沈黙と無為のなかで観客たちを落ち着きがなく身動きのとれない状態におく」「排他的演劇を取り入れないように」勧告し、「幸福な国民」の祝祭があるところは「野外」であり、「大空の下」であると述べている。また、「本格的な祭りにするには」「観客自身を俳優に」すればよいと言う[Rousseau 1758 : 233-234)]。なお、古代ローマ第2代皇帝ヌマ (Numa Pompilius) については『社会契約論 Du contrat social ou principes du droit politique』(1762) のなかで2箇所言及されている。また、『ポーランド統治論 Considérations sur le gouvernement de Pologne』(1772) では、ヌマは、「祭式 (rites)」によって「ならず者たち」を「市民に変えた」「立法者」として、モーゼおよびリュクルゴスと並んで顕彰されている [Rousseau 1772 : 956-958]。

以上を前提として、デュポンは次のような具体的構想を描いている。

まず従来からある伝統的祝祭である四季の祭り、毎月朔日の月例祭、毎日曜の祭が系統的に再編される。つまり、「諸々の小祭典は大祭典で用いることが必要となる諸々の思想や才能を発展させ訓練する」という位置づけ

が与えられている。[Knies, II : 18-19]

小祭典は、大まかに言って三部構成をとる。中心となるのは「身体的・軍事的訓練」である。それは学校教育にも貫かれている「社会的教育 (l'Instruction sociale)」の要約的反復という意味を担っている。すなわち、そこには、「携えている武器は諸権利の維持のため、弱者の支援のため、財産の保護のため、祖国の防衛のために捧げられるのであり、それらの武器は公共善のためにのみ、それも各人の気まぐれによってではなく、社会が慈悲深い権威と認める王侯の命令に従ってのみ使用されるべきなのだ」という精神が貫かれていることが必須要件である [ibid. II : 19]。ここにあっては、軍事訓練の戦争準備演習としての意義は相対的に希薄である。フィジオクラートたちは一般的には反軍事主義者であった。むしろ、この軍事教育にたいする態度は、「秩序の要請、フィジオクラシーの経済的シェマを強調するのに好都合なあの秩序の表明」にほかならず、「軍事的精神は、一体性と政治的秩序の訓練と形成の手段として了解されていた」 [Albertone : 102-103] と解される。

こうした訓練の前には、必ず「一種の市民的信仰告白 (profession de foi civile)」がおこなわれなければならない。そしてその後で全員による合唱。ただし、「愛国的で道徳的な歌をわれわれはもっていない」から、詩人と音楽家から懸賞つきで適切な歌を募集すべきだが、当面は既存の「ありとあらゆる種類のものを利用する必要がある」。ここで指示されているのは様々な宗派の聖歌であるが、これら聖歌合唱の効果は、「それらが捧げられていると思われている目的・対象にはそれほど大きくかかわっていない」とされ、聖歌の世俗的効果が認められている。とにかく皆で声を揃えて歌うことが重要なのである。「感情が芸術の声を介して万人の心に語りかければ、その声は万人を感動させ、すべての神経は活力と精気を受けとり、すべての頭は向上し、すべての目は穏やかで信頼に満ちた優しい涙でぬれ、すべての人々は自分が息子であり同胞であり市民であると感じ、そしてこれらすべての市民が主役となるでしょう」 [Knies, II, 21-22]。ここでも確かにルソーのエコーを聞きとることができる。

さらに訓練の後には、少年少女たちのダンスがおこなわれる。「カトリックの国々では、しばしば、榆の若木の下でのダンスが禁じられている」が、「諸々の娯楽は、それを誠実な目的に差し向けることができる場合には、良きもの」であり、それにそもそも「あらゆる徳はよい気分から生まれる」とデュポンは言う[ibid. II : 19-20]。ルソーもまた、『ダランペール氏への手紙』のなかで、洗練された「良き趣味」にたいして村のダンスを対置している。次の引用は、彼のヒット作『村の占い師 *Le devin du village*』(1752年10月初演) のフィナーレの場面からである。

榆の木陰でさあ踊りましょ  
盛りあがるのよ、娘さんたち  
榆の木陰でさあ踊りましょ  
色男たちは、手に葦笛を

[Rousseau 1752 : 1113]

\* \* \*

みられるように、ここにはルソーとフィジオクラシーとの奇妙なアマルガムがある。両者の不一致がすでに周知の事実であったこと<sup>8)</sup>に照らせばまことに理解に苦しむところである。これをデュポンの個人的性格に帰してしまうことも可能であろうが、ここではこのアマルガムを形成する条件を仮説的に提示してみたい。

まずフィジオクラシーの側からみてみれば、第一に、先にも指摘したように、〈自然尊重〉という大枠で一致するところがあると考えられた。これは、都市的なものにたいする農村的なものの尊重ということでもある。

第二に、理性を信奉するフィジオクラートたちにあっても、人間の行動の誘因としては、ルソーと同様に、〈自尊心〉に決定的役割が与えられていたという点が挙げられる。ル・メルシエは、「自尊心の情念は……道徳世界のほとんどすべての運動にきっかけを与える唯一のものである」[Le Mercier : 31]と述べている。自分と他人との比較から生ずる「栄誉への愛と恥辱への恐れ」[ibid. 26]が自尊心の特徴であるとする点もルソーと共通で

ある。もちろんルソーは「自分をあまり他人と比べない」[Rousseau 1762 b: 493] ようにすることによって、情念を「よいほうに向け」[ibid.] ようとする。これは、言い換えれば「自尊心を他者のうえに押し広げる」[ibid. 547] ことを意味する。他方、フィジオクラートにおいては、自尊心は、「自己を尊重し、他者を尊重しようという、非常に現実的で強力を欲求として」当初から有徳の系列に属しており、悪徳の系列に属す「感覚の情念」と対比的に取り扱われている。この点、自尊心に発する諸々の情念が善にも悪にも導かれうるとするルソーとは異なる。しかし、この点を度外視すれば、自尊心から発する種々の情念を善導しようとするルソーと、そもそも道徳性の発條である自尊心を高めようとするフィジオクラートたちとの距離は近づきうるだろう。

第三に、主権者の内実を無視することによって、その外形の類似点が浮かびあがってくる。つまり、フィジオクラシーのデスポティズム・レガルにおける主権者は自然法が受肉した後見的権威＝国王であり、ルソーにあっては人民であるが、しかいざれも絶対的である。「市民的信仰告白」の「箇条を定めるのは主権者の役目なのである」[Rousseau 1762 a: 468]。

他方、ルソーの側にも、フィジオクラシーに接続しうる要素が認められる。ルソーの「祭り」について、スタロバンスキは次のように述べている。

祭りは、『社会契約論』が法理論の場で規定しているすべてを感情機能の「実存的な」場で表している。公開の悦楽の陶酔においては、各人は演技者であると同時に観客であり、契約を結んだ市民の二重の条件が容易に認められる。すなわち、市民は「主権者の構成員」であると同時に「国家の構成員」であり、したがって法を要求する者であると同時に法に服従する者でもある。[Starobinski: 121]

しかしながら、このように二つの場のパラレルな関係を承認しつつも、スタロバンスキは、ルソーのなかに「『家父長論者的』な態度」を見いだし

ている。すなわち、主人が使用人と「平等であると感じる特権」は主人のものであって、使用人のものではない。したがって、ルソーは、「日常的な秩序のなかで受容している不平等を祭りによって償う必要を感じていた」と彼は言う。祭りはそのための恰好の手段であった。というのは、祭りは、「社会的な差異を実際に廃止することなしに」、「それを差異のないものとみなすことを可能に」するからである。要するに、「ルソーは、すべての人々が平等であると感じるようになることが、時として可能であるという条件で、仮想の社会的平等が存在しているにすぎない世界を受容しようとしている。すべてがあたかも平等の本質は、平等であるという感情のうちに存在しているかのごとくに思われる」。[Ibid. 122-125]

本稿において問題なのは、スタロバンスキの解釈、ルソーには「革命よりも祭りのほうを好もうとする気味がありはしないか」[ibid. 124]という解釈が妥当であるか否かではない。こうした解釈がありうるということが重要である。もしも、デュポンがこういう読み取り方をしていたと仮定するならば、所有と平等と情念という核心部分における両者の致命的とも思われた裂け目は見かけ上相対的に縮まりうるし、そうであれば、彼がルソーをコピーしたという事実もそれほど奇異なことではなくなるだろう。

#### 4. 自然と社会

デュポンの思想を知る好個の資料として、『政治経済原理表解 *Table raisonnée des principes d'économie politique*』(1775) がある。これは、縦 124 cm 横 120 cm の大きさの紙に、人間・社会・国家の諸原理をフローチャート式に細かく図解したものであり、概ね三つの層に分かたれている。試みにその概念図を示せば図 1 のようになる。さらに、そのうち、第 1 層、第 2 層の上半分、および第 2 層の「正規の社会」の部分をやや詳しくしたものが、それぞれ図 2～4 である。

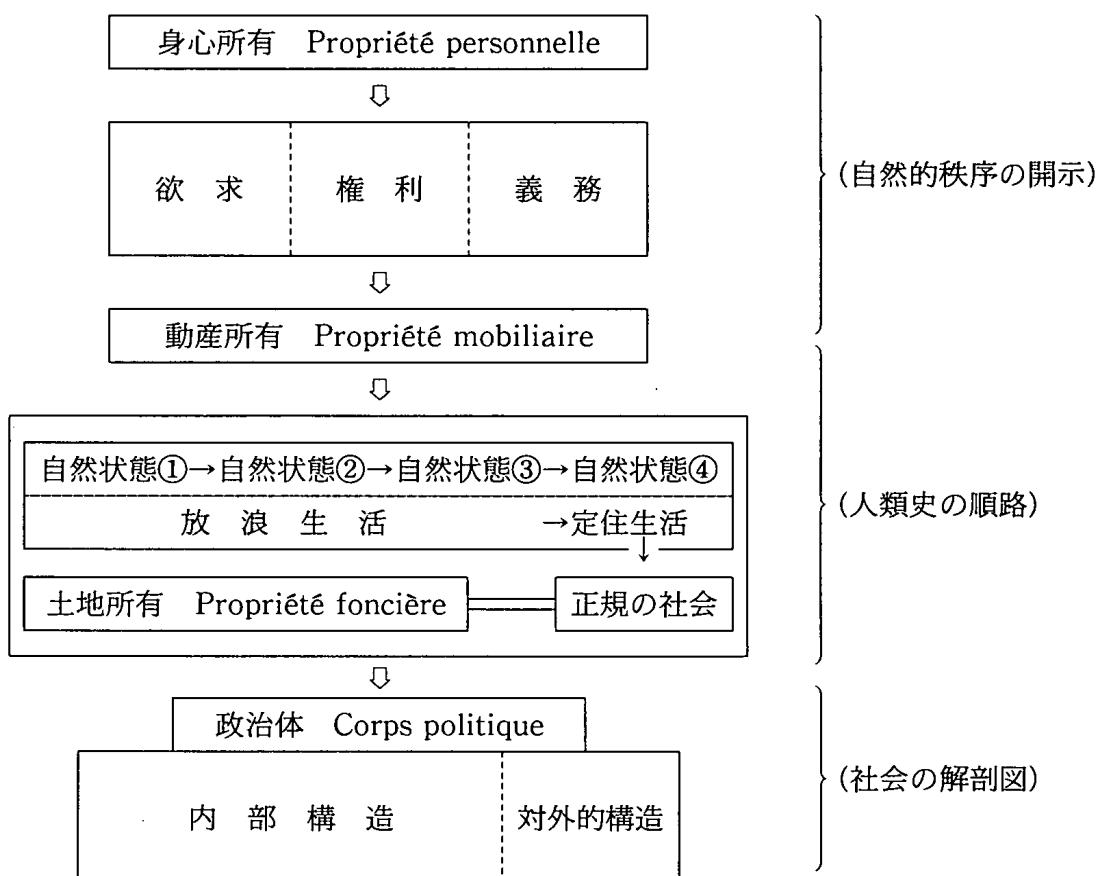
ここでは以下の三点に着目したい。第一に、手段としての教育の機能。第二に、自然状態から社会状態への移行。第三に、公権の受託者の性格。まず、教育の機能について。教育はもっぱら手段としてとらえられてい

る。すなわち、欲求充足の手段、生産力増大の手段、および秩序維持の手段として。そして、『表解』に登場してこないテーマとしては、能力差に起因する不平等の問題、社会的分業への人材配分の問題が指摘されうる。

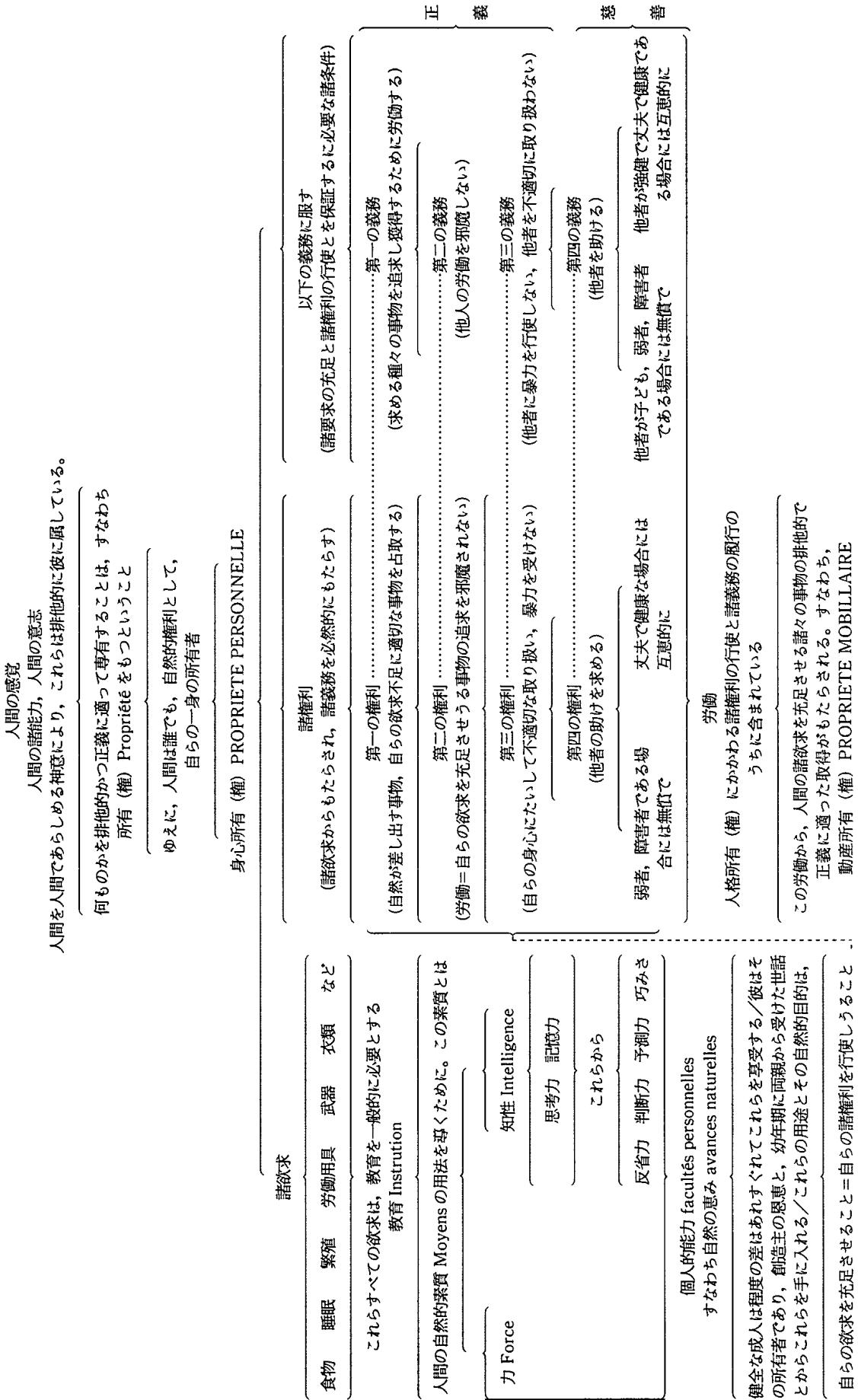
次に、自然状態から社会状態への移行について。見られるように、自然状態は四つの段階を順次経て「正規の社会」へと至っている。ところで、自然状態は、社会を導出するために論理的に仮説されたものではない。ここに示されている人類史の順路は、自然史的「事実」である。移行は漸進的であり、自然状態から「正規の社会」への移行にかんしても、その移行手続きについては何も明示されていない。あたかも、「社会資本の形成と支出とが、不可避的に、移行・成立を必至とする」[坂田：28] かのようである。

このことから次のような推測が可能である。第1層で開示された自然的秩序を成す権利義務関係は普遍的な妥当するのではないのか。そうだとす

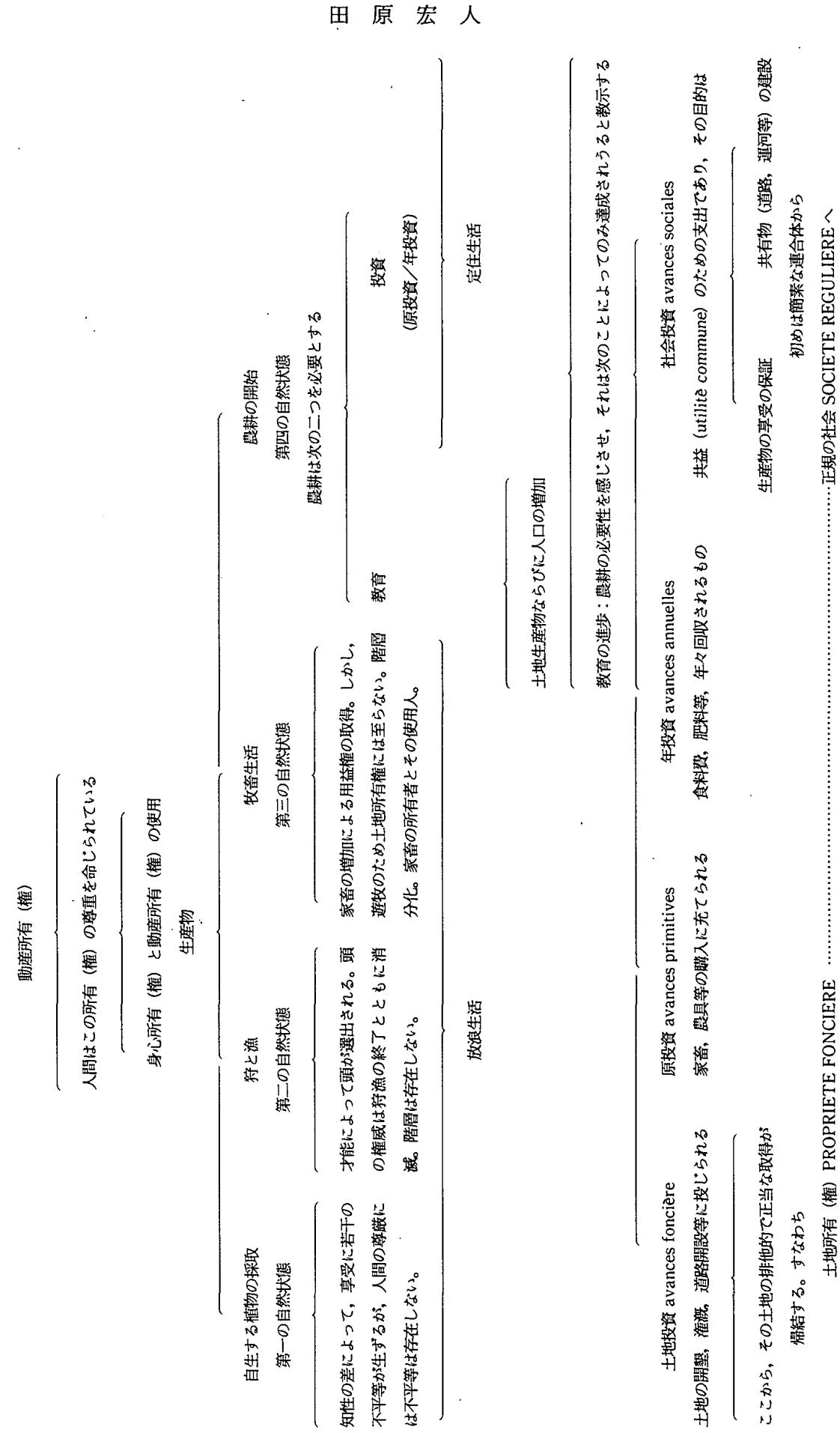
【図1 概念図】



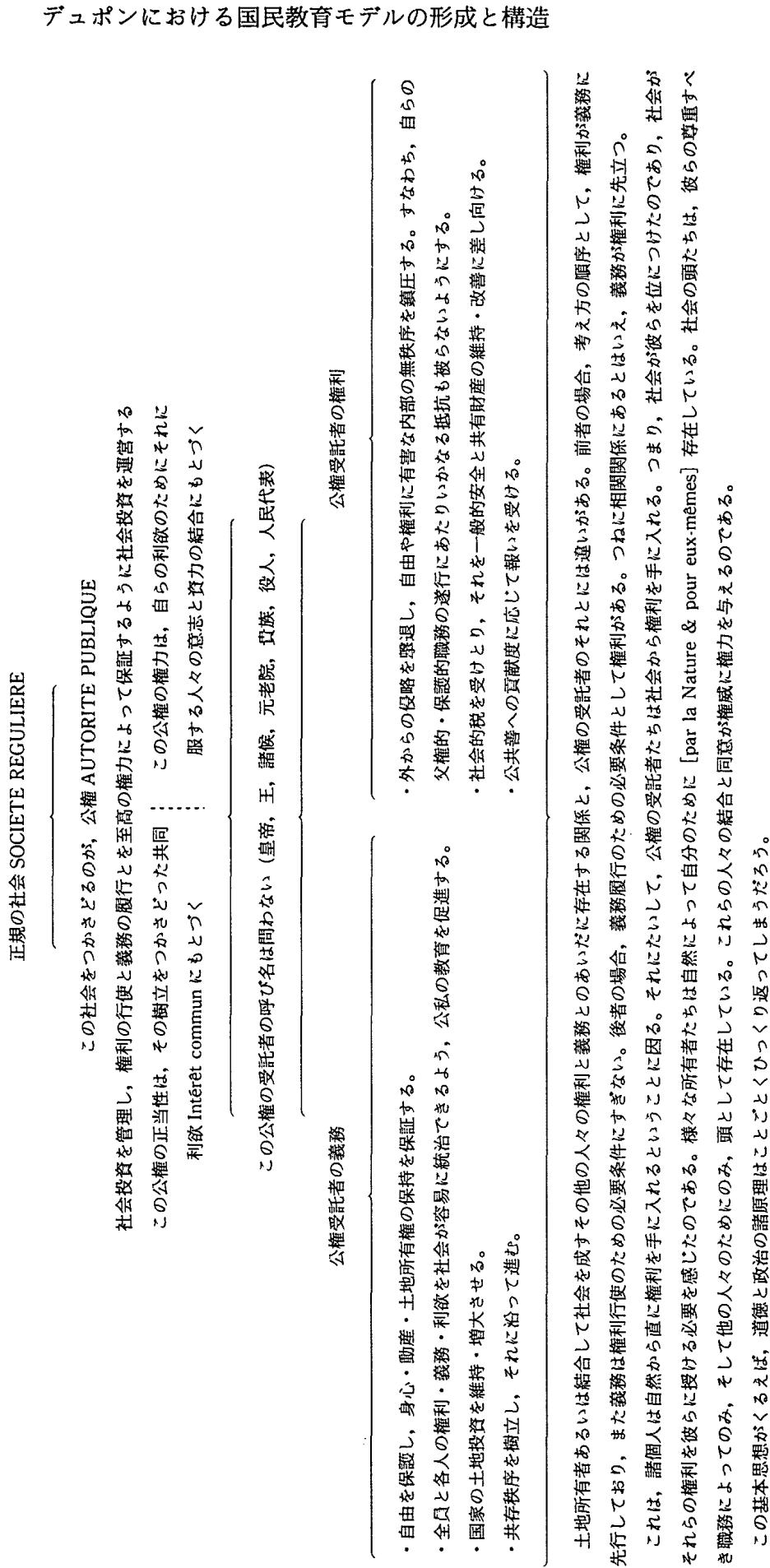
## 【図2 第1層】



【図3 第2層】



## 【図4 正規の社会】



れば、自然状態から社会状態へ移行するのではなく、自然状態から「正規の社会」へ移行すると書くデュポンにあっては、自然状態も社会状態の一種ではなかったのか。この推測の当否については後述する。

公権の受託者について。デュポンは、当初、「公権 (autorité publique)」ではなく、「後見的権威 (autorité tutélaire)」という用語を用いていた。この変更は、テュルゴの度重なる強い要請によっておこなわれたものである。テュルゴがデュポンに宛てた手紙を二通紹介する。

わたしは常々、あなたの『表解』のなかの「後見的 (tutélaire)」という語を削除するよう主張しています。この語は……エコノミストたちの印章であり、まさに彼らの体系の恥すべき部分を特徴づけているものです。けれども、わたしは、「権威 (autorité)」という語が付加形容詞なしに使われればよかったですと言いたいわけではありません。わたしとしては「公権 (autorité publique)」を置きたい。これなら、いかなる体系にも、予断をもって味方も敵対もしません。(1774年3月14日) [Turgot 1774: 662]

あなたが何と言われようと、「公権 (autorité publique)」が唯一適切な語です。……「後見的 (tutélaire)」とか「保護的 (protectrice)」という語は不適切であり……後見人も保護者も欲しない自由な耳には耳障りです。……劣者が優者に、羊の群れが羊飼いに従属するのと同じように、ある者が他の者に従属する。そうではなく、眞の関係は、委任者と受任者の関係なのです……。(1774年3月25日) [Ibid.: 662-663]

このエピソードは、むしろテュルゴの政治的コンセプトにかかわって重要であるが、デュポンについてみれば、「公権の受託者の権利」として、「自らの父権的・保護的職務 (fonctions paternelles & protectrices) の遂行にあたりいかなる抵抗も被らないようにすること」が挙げられており、依

然としてパターナリズム的コンセプションは払拭されていない。

また、「公権の受託者の呼び名は問わない」という書き方は、世襲君主制を主張していた祖述者としての立場にそぐわないようみえるが、必ずしもそうではない。すでにケネーも次のように述べていた。

君主制的権威によって統治される社会もあれば、貴族制的権威によって統治される社会もあり、また民主主義的権威等々によって統治される社会もある。しかし、結合して社会を形成する人々の自然権の本質を決定するのは、これら様々な形態をとる権威ではない。

[Quesnay 1765 : 373]

この後見的権威は恣意的な専制君主に委ねられてはならない。……この権威は貴族主義的であってはならない。……この権威は君主主義的であり同時に貴族主義的であるようなものであってはならない。……この権威は民主主義的であってはならない。……この権威は同時に君主主義的であり貴族主義的であり民主主義的であるようなものであってはならない。……この権威は、その決定と作用とにおいて、唯一不可分のものでなければならぬ。そしてそれは、執行権 (*la puissance exécutive*) を一人で保有する一人の首長のもとに一体化されなければならない。この首長は、すべての市民に法を遵守させ、万人にたいする万人の権利を保障し、不正な企業ならびに王国内外の敵の強奪と抑圧とを未然に防止し、これを禁圧する力 (*pouvoir*) を有する。[Quesnay 1767 : 638-639]

『表解』におけるデュポンも、このケネーと基本的立場を共有しているといえよう。個人が公権に先行し、さらに個人においては権利が義務に、公権の受託者においては義務が権利にそれぞれ先行するデュポンは言うが、この論理的順序づけの始点には、「自然権の本質を決定する」自然的秩序、あるいは「至高存在がつくりだした」根本法が、あらゆるものに先立つて

すでに存在しているのである。そこから流出的に体系が形成される。

主権者の権威は、法をつくるために設定されるものではない。なぜなら、あらゆる法は、権利と義務をつくりだした至高存在 (l'Etre suprême) の手によって、すでに作られているからである。／至高存在によって樹立される社会的法は、とりわけ所有権、およびそれと不可分の自由をまもることを規定する。／主権者たちの出す実定法と呼ばれる諸法令は、社会秩序にかんするこれら本質的な諸法をただ宣言するだけの行為でなければならない。[Du Pont 1768: 30]

すべての社会的仕組みは、この自然的秩序=至高の法の実現手段として位置づけられるから、公権の受託者の如何は二次的なものにとどまるわけである。しかしながら、そうであればこそ、論理的順序の末端に位置する公権の受託者の権利は決定的に重要となる。なぜなら、この権利が行使されてはじめて、公権の受託者の義務は履行されうるし、そのことによって、諸個人の義務の遂行と権利の享受も可能となり、かくして自然的秩序に一致する社会的秩序の実現が果たされることになるからである。

では、この公権を公権たらしめるものは何か。「人々の意志と資力の結合」もしくは「人々の結合と同意」が「公権に権力を与える」とされている。だが、この「同意」なるものが、いついかなる手続きで調達されるのかについては、『表解』では不問に付されたままである。そこで以下、この問い合わせたいする答えを、デュポンによるもう一つのルソー評価、具体的にはルソーの『社会契約論』にたいするデュポンのコメントールを手がかりにしながら探ってみたい。

\* \* \*

自伝によれば、デュポンは、1757年、18歳で親元を離れて間もなく手許不如意におちいり蔵書を売り払わなければならなくなつたとき、三冊だけは手放さなかつた。『人間不平等起源論』と『法の精神』と『シーザー語録 Commentaires de César』である。その後、22歳までに、彼の蔵書目録に

追加されたのは、『ダランベールへの手紙』と『社会契約論』と『エミール』の三冊のみであった。合わせると、6冊のうち4冊がルソーの著作ということになる。彼はこれらを何度も読み返し、「熟考する時間と、自分自身で判断する時間」を得た、という [Du Pont 1906:131]。つまり、「エコノミストの体系を発見する以前、ルソーはデュポンお気に入りの作家であった」 [Perkins:174]。

以下、エルテリアン・ミルズ歴史図書館 (The Eleutherian Mills Historical Library) に残されているデュポンの蔵書のうち、『社会契約論』第一編の欄外に書き込まれたメモを検討する (テクストとしては、パーキンスが再録したもの (*Annales de la Société Jean-Jacques Rousseau*, tome XXXIX, pp. 179-193 を用いる。ちなみに、パーキンスによれば、書き込みは、革命前と革命の最中の二つの時期になされたものであるが、デュポンの「コメンテールのトーンは変わっていない」 [Perkins:174]。)

周知のように、「第一篇第六章は『社会契約論』全体を支えている」 [Althusser:訳148] と見るアルチュセールは、この章に潜む四つの「ズレの連鎖」を浮かび上がらせ、そして「政治的な《問題》の《社会—契約》による《解決》は、このズレの理論的な《働き》によってのみ可能なのである」 [ibid.:訳145] と述べている。結論を先にいえば、デュポンは、「第一のズレ」を読み取っておらず、したがってアルチュセールのいう「ルソーの《ルソー的》読み方」 [ibid.:訳173] に失敗している。あるいは、ルソーを理解していない、と言ってもよい。

第六章に先立つ第五章でルソーは「つねに最初の約束にさかのぼらなければならぬ」 [Rousseau 1762 a:359] と書いている。

人民は、自分を王にあたえることができる、とグロチウスはいう。

だから、グロチウスによれば、人民は、自分を王にあたえる前に、まず人民であるわけだ。この贈与行為そのものが、市民としての行為なのだ。それは公衆の議決を前提としている。だから、人民がそれによって王をえらぶ行為をしらべる前に、人民がそれによって人民となる行

行為をしらべるのがよかろう。なぜなら、この行為は、必然的に他の〔王をえらぶ〕行為よりも先にあるものであって、これこそが社会の眞の基礎なのだから。[ibid.]

この部分へのデュポンのコメントール。

人々が自らを王に与えたことなど一度もない。自らに王を与えた〔王を選んだ〕ことはある。すなわち、彼らは、社会的連合の諸力の使用を、その連合を構成する諸個人のすべてと、諸個人各々の諸権利と自由の維持に差し向けるために、首席役人（un premier Magistrat）を王と名づけたことはある。そして、王たちの権威はこれ以外に正当な資格をもったことはないし、もちえなかつた。[Perkins : 182-183]

グロチウスのいわゆる服従契約を批判すること、すなわち「自らを王に与える」のか「自らに王を与えるのか」は、ルソーにとっては当面の問題ではない。「人民が人民となる行為」、「最初の約束」、「社会の眞の基礎」が問題であったのだ。その基礎は自然のなかにはありえない。だから、上の引用部分につづけて、ルソーは、「多数決の法の《自然的》（用語の物理学的意味における）性格というロック的理論」[Althusser : 訳 150] を否定する。

多数決の法は、それ自身、約束によってうちたてられたものであり、また少なくとも一度だけは、全員一致があつたことを前提とするものである。[Rousseau 1762 a : 359]

デュポンは反論する。

多数決の法は、その起源において約束によってうちたてられたものではない。それはひとつの物理自然的事実（un fait physique）のあら

われである。[Perkins : 183]

この対立の背景には、自然状態にかんする見解の相違が横たわっている。「ルソーは自然状態について十分に鮮明な観念をもったことは一度もなかった」[ibid.]と断言するデュポンにとって、自然状態は社会状態でもあつた。社会の起源が家族ではありえないとするルソーにたいして、デュポンによれば、家族は「生まれかけの社会」であり、三代目に至り、「祖父が死ぬやいなや、様々な家系にわたる連合家族という一つの社会 (une société de familles confédérée)」が自然に成立するとされる [ibid. : 183-184]。したがって、「個人の力以外に制限をもたぬ自然的自由を、一般意志によつて制約されている市民的〔社会的〕自由から、はっきり区別することが必要だ」[Rousseau 1762 a : 364-365] とするルソーにたいして、デュポンは、「それ〔自然的自由〕は、これと同じ自由にすぎない市民的〔社会的〕自由と同様に、正義を制約としてもっている」[Perkins : 189]と反駁している。つまり「自然人 (l'homme sauvage)」も「正義を認識しうる」のである [ibid.]。

自然状態から社会状態へと跳躍する必要がないのだから、人民が人民となる行為=契約の性質にこだわるルソーをデュポンは理解することができない。以下に、『社会契約論』第一篇第六章のテクスト（左欄）とデュポンのコメンテール（右欄）を対比して示す（下線はデュポン）。

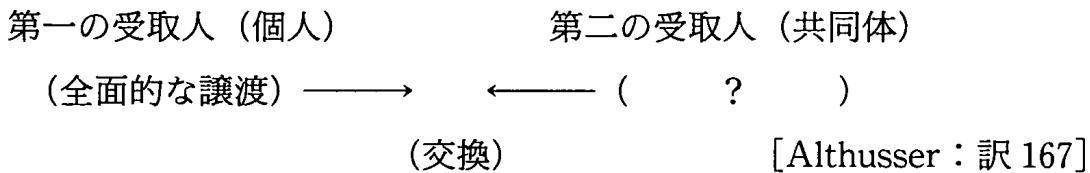
この諸条項は、正しく理解すれば、すべてがただ一つの条項に帰着する。すなわち、各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体にたいして、全面的に譲渡することである。

[Rousseau 1762 a : 360]

構成員の誰一人として、自らを、そのすべての権利とともに、共同体の全体に譲渡しないし、その権利の一部といえども失うことを欲しない。逆に、すべての構成員は、すべての構成員と各構成員の諸権利を丸ごと全部維持するために、彼らのすべての

力を結集することについて合意  
したのだ。…… [Perkins :  
184-185]

アルチュセールによれば、ルソーのテクストは次のような構造をもつて  
いる。



そして、この契約関係における「困難」を彼は次のように指摘している。

ある契約において、二人の受取人が契約行為に先立ち、またその外  
部に存在する。ルソーの社会契約においては、第一の受取人のみがこ  
の条件に従い、第二の受取人はそれをまぬかれている。第二の受取人  
は、当然のことながら、契約の以前には存在しない。第二の受取人自  
体が契約の産物なのである。社会契約の逆説は、それゆえ、二つの受  
取人を対置させながらも、その一方は契約の以前に、契約の外に存在  
するのにたいして、他方は契約の以前にも契約の外にも存在しない、  
—なぜならそれは契約の産物そのもの、より適切に言えば、契約の目  
標であり、契約の目的であるから—という点にある。[ibid. : 訳  
167-168]

この「第一の受取人と第二の受取人の理論的な規定のあいだに存在する  
ズレ」が、アルチュセールのいう「第一のズレ」である。ルソーは、この  
ズレを「意識」しており、そしてそれを「覆い隠す」。すなわち、あるとき  
は「第一の受取人を第二の受取人の名で呼び」、またあるときは「第二の受  
取人を第一の受取人の名で呼ぶ」。[ibid. : 訳 170]

社会契約は、人民が自分自身としか契約を結ばないという点において……。[Rousseau 1762 b : 841]

各個人は、いわば自分自身と契約しているので…… [Rousseau 1762 a : 362]

このズレが全面的な譲渡を可能にする。「つまり、全面的な譲渡は人びとが全面的におのれを自分自身に与えるのがゆえに可能なのである」[Althusser : 訳 175]。このことは、全面的な譲渡が「純粹に内的なもの」であるということ、言いかえれば、「外部にある第三者が必要であると仮定する」必要がないということである [ibid. : 179]。

ルソーにとって、自然状態から社会状態への移行は、「生存の仕方を変える」ことであり、しかも、そのためには人間は、「新しい力を生み出すことはできず、ただすでにある力を結びつけ、方向づけることができるだけ」であった [Rousseau 1762 a : 360]。

それにたいして、デュポンにおける「正規の社会」への移行は、生産力の増大とともに進歩してきた社会制度が階段をもう一段上がることにすぎない。その基本原理である権利義務関係は、すでに超越的所与であり、それが地上で実現される可能性は、「トラの自然とは異なる人間の自然」[Perkins : 179] によってつねにすでに保障されている。ルソーの問題はデュポンの問題ではなかったのである。

## 5. ポーランドにて

ポーランド王ポニャトフスキ (Stanisław August Poniatowski 1764-1795 年在位) は、啓蒙主義的な施策を推進したことで知られる。その一つが、「ヨーロッパ最初の文部省」といわれるポーランド国民教育委員会 (Komisja Edukacji Narodowej 1773-1793 年) の創設である<sup>9)</sup>。

1773 年暮れ、同委員会の初代委員長マッサルスキ (Ignacy Massalski) はフランスを訪れ、かねて親交のあったボードー (Nicolas Abbé Baudeau) に委員会顧問就任を要請したが、断られる。同じ頃、ポニャト

フスキの側近チャルトリスキ (Adam K. Czartoryski) が、息子の家庭教師としてデュポンと交渉していた。結局、デュポンはこの二つの役目を引き受けることに決め、ポーランドに発つが、間もなくテュルゴ内閣への招請を受け帰国することになる。彼のポーランド滞在は、1774年秋の3カ月ほどであった<sup>10)</sup>。

高額の報酬（年額 300 ドゥカト＝約 5,000 リーブル）に魅かれたのではないかとの噂を打ち消す意味も込めて、出発前、デュポンはエコノミストたちの会合で、次のような別れの挨拶を述べている。

けっして、けっして、わたしは財産のために決心するのではありません。黄金に無頓着な人間がこの世にいるとしたら、わたしがそうです。わたしは、かの国を救うために……偉大な人間を形成するように言われたのです。公教育によって国民を創造する栄誉をめざさせられたのです。わたしは、自分が中枢機関として着任する評議会のもとで、そのことに貢献できる幸せに気もちをそそられたのです。[Knies, II : 202- 203]

ポーランドにおけるデュポンの活動をうかがう資料としては、彼が委員会に提出した意見書が残されているが、この意見書についての、したがつて委員会にたいするデュポンの寄与についての評価は分かれている。たとえば、アルベルトーネは、デュポンが「国民教育システム創造のためにポーランド議会によってなされた諸々の努力のよりいっそう完全で貴重な総合の一つを提供した」と、これを高く評価する [Albertone : 108]。それにたいして、ジョベールは、「彼がワルシャワに到着したときにすでに、委員会は路線の選択をすませ」ており、「デュポンにできたのは、ポーランド人たちによって選びとられた方針を是認することだけだった」と一蹴している [Jobert : 186]。

しかしながら、デュポンの貢献がポーランドにとってどうであったのかの検討は、さしあたり本稿の埒外にある。ここでは、コンテクストを度外

視し、テクストそれ自体に即して、デュポンの思想形成におけるポーランド経験の位置を探ってみたい。(検討に付すテクストは前述の意見書である。クラクフのポーランド科学アカデミー所蔵のスタニスラフ・アウグスト・ポニャトフスキ文書に収められているこれらの意見書は、Albertone [1979: 175-188] に再録されており、以下の論述もこれに依拠している。)

まず、初等教育機関たることを予定されている教区学校 (*écoles paroissiales*) の設置が最重点課題である。

これら教区学校は、ヨーロッパの目からみればはなはだ精彩を欠いておりますが、しかし共和国にとってはもっとも有用なものであります。と申しますのも、仕事において巧みで実り多い人民、ムール (*moeurs*) において高潔で愛国的な人民、勇気において鍛えあげられた、規律を守らせることのできる、あるいは規律をよく守る人民を、共和国に形成すべきは、まさしくこれらの教区学校であるからです。  
[Albertone: 176]

そして、こうした共和国人民形成のための教区学校制度計画の基本視点として、次の四点が挙げられている。

第一に財源の確保。これが絶対的に不足している現状を克服するために、「宇宙の本当の原動力である道徳的諸力」 [ibid.: 176] を活用すること、すなわち「聖職者層の熱意と貴族層の利害と栄誉とに依拠して、教師たちの生計を確保しなければならない」 [ibid.: 180]。

第二に、教科書を準備し、「教育を確定しなければならない」 [ibid.]。

第三に、「それ自体が身体と心情と精神のための教育に属する種々の遊戯を確立しなければならない」 [ibid.]。この「国民教育のもっとも重要な部分である」とされる「愛国的レクレーション」「公共的遊戯」は、「一つの規則と教師の監督と領主の監督とに従って」挙行され、「容易にかつ陽気に」、すべてのポーランド人に、「彼らを精力的な魂あらゆる意志を援助するのに相応しい人民にするような肉体の質、そしてその魂に一段と活力を与える

ような肉体の質を身につけさせる」[ibid. : 179]。

第四に、教師養成機関 (Séminaire) の設立。これは既存の教師の再教育もおこなう。すべての教師は、国民教育委員会から「人民を教育する権限」を与えられるためには、委員会の「基本方針をきちんと身につけ」、「それら基本方針について試験を受けなければならない」[ibid. : 180]。

次に、教育体系のヒエラルキー構造の提案がなされる。下から順に、教区単位に設置されるプティト・エコール、郡 (district) 単位に設置されるグランド・エコール、県 (palatinat) 単位に設置されるコレージュ、さらには大学、そしてヒエラルキーの頂点にはアカデミー (Académie des sciences,des belles lettres et des arts utiles) が位置しており、各々のグレードの機関は、直下のグレードの機関にたいする監督権を有している [ibid. : 182-183]。

以上の見解にとりたてて新味はみられない。デュポンに強い印象を与えたのは、多かれ少なかれ「遅れた」ポーランドの特殊事情に制約されざるをえない個々のプログラムよりも、むしろそれらのプログラムを策定し推進する母体となる国民教育委員会の存在そのものであった。

国民教育を管轄する中央官庁の設置については、つとにボードーによつて提唱されていたが、[Baudeau 1765 : 102]、それが現実のものとなつたのは 1773 年のポーランドが初めてであった。その意味では、ポーランドの実践はフィジオクラートたちの教育構想の先駆けであったともいえよう。ポーランドに国民教育委員会が設置されて間もない頃、ミラボ一侯は、カル・フリートリヒにたいして次のように進言している。

教育と公共的業務、これが陛下の二つの急務でございます。とりわけ教育は、もしもこれを欠けば、陛下が本当に何かをなさつたということを確実にすることはけつしてできますまい。ただし、わたしが申しあげている教育とは、その正確さと純粹さを判定するために設けられた特別の評議会によって基礎づけられ、監督される一般的教育のことです。[Knies, I : 76]

デュポンも後年、リュリエール (Rulhiére) 著『ポーランドの無政府状態 *De l'Anarchie de Pologne*』にたいする反論のなかで、国民教育委員会の設置とその活動を高く評価している [Du Pont 1810 : 32-33]。

## 6. 『覚書』

『自治体にかんする覚書』には種々のテクストがある。ここでは渡辺恭彦が「カールスルーエ手稿」(渡辺 [1980] 再録)と呼んでいるものに依拠する。

『覚書』は、冒頭でフランス国内の混乱状態に言及し、その原因を、「国民が秩序立った構造 (constitution) を欠いている」[Mémoire 1778 : 56] ことに求めている。そして、改革の二つの方途—国民教育システムの創設と地方議会システムの創設——について論が展開される。

本稿第1章で触れた二人の論者、チックとベーカーは（二人とも『覚書』をチュルゴの思想の表明として読む）『覚書』の基本的立場のとらえ方において対照的である。チックは、前述のように、これを「市民の諸権利よりも諸義務を」、「個人の諸権利よりも国民の諸権利を」強調していると批判的に読む。それにたいして、ベーカーは、「人権論 (the doctrine of the rights of man) が、王国の発展の普遍主義的含意にたいして、理論的な形式と正当化を与えて」おり、「人間の諸権利のほうが、国民の諸権利よりも窮屈的には重要であった」[Baker 1990 : 121, 123] と断定している。

ところで、二人は、それぞれ前者は国民教育システム創設の部分、後者は地方議会創設の部分の記述でもって、自らの結論を例証している。いずれの読み取りも妥当であるとするなら、二つの部分にはトーンの違いが認められなければならないということになる。以下、国民教育システム創設の部分を検討する。

「秩序整然とした社会構造 (bonne Constitution de Société) のなかにしきるべく入る準備を個人と家庭に整えさせる手法について」という見出しおもと、「もっとも重要な制度」として、「アカデミー、大学、コレージュ、

小学校を指揮下におさめる国民教育評議会 (conseil de l'Instruction nationale) 創設」が提唱されている。その目的は、「市民を形成する」ための「国民教育」を存在せしめることである [Mémoire 1778 : 59]。

「唯一つの精神 (un seul Esprit)」をもつ評議会は、「一様な諸原理 (principes uniformes)」のもとで、「教育の秩序維持 (Police de l'Education)」にあたる [ibid. : 59- 60]。この「一様性」は、市民としての義務の一様性に由来し、すべての社会階層とすべての学校グレードを貫く。したがって、「一貫した計画にもとづいて教科書を編成させること」[ibid. : 60] が評議会の重要な任務となる。つまり、ここに構想されている国民教育は、

社会とその社会を守る陛下の権力とにたいして負っている諸々の責務 (obligations)，それらの責務が彼らに課す諸々の義務 (devoirs)，公共善と彼ら自身とのためにこれらの義務を果たすことへの利欲 (intérêt) を臣民たちにきちんと明示する。この道徳的・社会的教育は、コンクールをつうじて十分に配慮の行き届いた書物と、各小教区に一人の学校教師を必要とする。教師は、上述の義務等々を、読み方，書き方，算術，測量術，ならびに力学の初步的原理と一緒に教授する。  
[ibid. : 61-62]

この国民教育構想にたいする『覚書』の自負は相当なものであり、この計画が実施されれば、十年後には、国民は見違えるようになっており、かつての国民と同じ国民であるとはわからなくなってしまっているだろう、とさえ述べている [ibid. : 62]。

しかしながら、『覚書』は、市民と国家との関係において公共的義務を果たすという画一的な市民像だけを描いているわけではない。教育システムと分業社会の接続関係という観点からみると、別の市民像が見えてくる。それは二通りの見地から着目されている。

一つは、分業社会において市民に期待されている機能と、その機能が要請する知識のレベルと、学校のグレードとの有機的結合関係の樹立という

見地である。「新しい教育システム」は、たしかに、「社会のあらゆる階層のなかに、有徳で有用な人々、正義の魂、純粹な心、熱意ある市民を形成すべく導く」[ibid. : 60]とされ、どのグレードの教育機関も「同一の原則」にもとづいていなければならないとされているが[ibid. : 62]、しかし他方で、この教育システムは、「生徒たちの段階にしたがって決まる彼らが社会のなかで果たすことのできる諸々の職務に応じて」[ibid.]編制される。いいかえれば、これは一種の多様化の見地である。

デュポンの思想形成に関連させていえば、『表解』を検討したところで、そこに見られないテーマとして指摘しておいた分化した社会における人材配分問題が、ここに登場してきている。すでに、ポーランド国民教育委員会への『意見書』において、デュポンは階層的な学校体系を提示している。そこでは、各段階の学校が特定の身分にのみ開かれているかのように述べられており、既存の社会階層構造を「少しも危険にさらすことはなかった」[Albertone : 112]とも評されているが、よく読むと学校体系のヒエラルキーは、むしろ各段階の学校を修了した者たちが社会において遂行すべく「予定されている使命 (destination)」に即応していることがわかる [ibid. : 181- 182]。つまり、教育はあらゆる身分に開かれており——事実、デュポン着任の三ヵ月前に委員会が定めた規程は、「教区学校と中等学校の連続性の確立、身分別教育の撤廃をめざし」ていた [白木 : 130]——、学校ヒエラルキーが新たな社会階層をうみだすのである。

教育システムと分業社会の接続関係にかんするもう一つの見地は、改革実現のためのインセンティヴとして語られている。すなわち、「誠実な野心に目的を与えること、秀でた能力に活躍の場を (au mérit un Employ) 与えること」は、「教育をはるかにもっと利益になる (profitable) ものにし、親や生徒たちの競争心をかきたてる絶好の手段」であるとされる [ibid. : 63]。これは一種のメリトラクシーの見地ともみなされよう。

このような教育システムと分業社会との接続関係の構想を、全国民に一様な教育をという構想と考えあわせるとき、それはまさしく近代教育システムの中核をなす機会均等原則にもとづいている。そのめざす方向性を「絶

対主義的」と形容してしまうのには躊躇を覚える。

また、先に紹介した市民的義務重視の国民教育構想も、それが果たして「権利よりも義務を」重視したものであるかどうかについては、なお吟味を要する。たしかに、国民教育システムの創設を論じた部分には「権利」という言葉が一度も顔を見せていないけれども、それに先立つ全体の序論に相当する部分には、「結合して社会を形成する人々の諸権利は、彼らの歴史にではなく、彼らの自然にもとづいている」[ibid. : 54]と明言されている。「結合して社会を形成する人々 (*hommes réunis en société*)」という言い回しは「ケネーが最も愛好した言葉」[平田：219]であり、権利が歴史ではなく自然に由来するという見解は言うまでもなくケネーの学派の基本的見解である。そして、すでにデュポンについて見たように、権利と義務は一対一の表裏の関係を保っており、しかも論理的順序としては、個人が公権に先行し、さらに個人においては権利が義務に先行していた。このことと、公権の受託者の権利行使——これは個人に義務を課すことを意味する——が個人の権利実現の条件であることとは必ずしも矛盾しない。

要するに、この構想の評価は、王制か共和制かという体制の選択の問題とも、権利と義務の優先順位争いとも別の次元においてなされるべきである。いいかえれば、権利一般ではなく、いかなる権利の実現もしくは非実現がどのようにしてめざされているのかということを、相対的に固有な教育論のレベルにおいて検討しなければならない。

この観点からみれば、少なくとも、『覚書』が平等な機会を享受する権利を認めており、平等な社会的地位に就く権利を認めていないということは確かである。これは、当時としては新しい問題構成であり、後者に依拠して『覚書』に批判を加えるのは、いわゆる範疇錯誤というべきであろう。

また、国民としての集計的な権利・義務と、個人としての権利・義務とは、市民を「家庭の構成員であると同時に国家の構成員でもある」[Mémoire 1778 : 60]とみなすことによって調和的にとらえられている。ここでは、自然と社会とのあいだには質的な飛躍は認められておらず、両者を通底する何らかの原理が暗黙のうちに想定されているとみられる。これは社会科

学的にはかなりナイーヴな見解であるが、「フィジオクラシーに重要な意味があるのは、一切動じることなくその一面性を追求したということによつてである」[Natorp : 544]とするなら、そのかぎりでは、これはすぐれてフィジオクラティクであったといえよう。

『覚書』の原作者問題について付言しておく。以上検討してきた『覚書』の内容と、デュポンの思想的経歴とを照らしあわせてみても、両者のあいだに格別の不整合は認められない。また、三年後にデュポンがカール・フリートリヒに宛てた手紙のなかで、『覚書』の国民教育システムにかんする部分のエッセンスを自説として語っていること [Knies, I : 196]（このときデュポンが送った『覚書』の写しが「カールスルーエ手稿」である）などから推して、彼自身、これを自作とみなしていたことはたしかである。したがって、問題は、『覚書』の教育構想がテュルゴのものでもあったのかどうかという点にしばられるが、このことの究明作業については後日を期したい。

## 7. 国家と教育

『覚書』は、ミラボー伯 (Gebriel Honoré Riqueti, comte de Mirabeau) により、いわゆる海賊版として 1787 年に公刊された<sup>11)</sup>。この 1787 年版には、付録として『覚書』を批判する匿名の論文『一共和国主義者の所見 Observations d'un républicain』が付されており、そこに次のような記述がみられる。

……道徳的および政治的な教育は君主制国家においては絵空事である。／しかるべき教育計画を樹立することが可能であると想定してみても、テュルゴ氏のそれは、彼の目的にとって最適であるとは思われない。……最後に彼は、政府が全体を統括し、全体を規整することを欲している。この手段では、ためになるものを何ももたらさないであろう。何故に彼は公教育をそれ自身にゆだねないのか？ 何故に自由にさせておかないのであるのか？ 何故に彼は、才能に鎖をとりつけようと欲

するのか？ 諸々の才能と徳が栄誉と尊敬への道であるような政体のなかに人々を置きたまえ。人々は躍起になって明智(lumières)を得ようとするだろう。そのとき、そこには必然的にしかるべき教育が存在するようになるだろう。そのとき多数のしかるべき教師たちが至る所に現れるだろう。そして、彼らを現出せしめるのは政府ではない。物事の力である。あらゆる政府よりもはるかに強力なインタレストのみである。インタレストが競争心(émulation)を呼び起こし、競争(concurrence)が種々の才能を創り出すだろう。[Observations : 146-147]

ここでは教育にたいする国家の介入を排し、教育をいわゆる市場原理に委ねることが主張されている。国家介入の役目を担っているのは『覚書』における国民教育評議会であり、それにたいする市場原理の中核的要素は『所見』におけるインタレストと競争である。このかぎりでは、批判に論理的不整合はみられない。

しかしながら、すでに指摘しておいたように、競争と利益という要素は『覚書』にも出てきている。そして、実は1787年版からはその部分が脱落している。

〈カールスルーエ手稿〉

.....de rendre l'éducation encore plus profitable et d'Exciter l'Emulation des Peres et des Eleves..... [Mémoire 1778 : 63]

〈1787年版〉

.....de rendre l'éducation des peres & élèves..... [Mémoire 1787 : 19]

よって批判は必ずしも公正ではないが、にもかかわらず、その論理の辻褷は合っているようにみえる。逆にいえば、『覚書』の論理のほうに破綻があるようにみえる。すなわち、国家統制と自由競争の併存。この問題にア

プローチするために、以下、デュポンがジェファーソン（Thomas Jefferson）の求めに応じて書いた『アメリカ合衆国における国民教育について』*Sur l'éducation nationale dans les Etats-Unis d'Amerique*（初版 1800 年。1810 年に前書きと若干の脚注を加えてフランスで第二版。本稿では後者に依拠する）を検討する。

ここでもデュポンは、一見すると相反することを主張している。まず、初等・中等・高等の教育体系の案を提示した後、次のように述べる。

すぐれた教科書を有する立派な初等学校、巧妙に組み合わされたコレージュ、きわめて高度な専門学校を確立したのであるから、その結果、アメリカ共和国は、国家、主権者、その代表者たちに、教育の排他的特権を付与する権力も権利ももたないということになる。[Du Pont 1810 : 138- 139]

他方、「どんな公共的制度も一つの中心をもつべきだ」[ibid. : 151]として、「国民教育全般を監督する」[ibid. : 143]機関の設置を提唱する。すなわち、議会が設置する公教育委員会 (Comité de l'instruction publique) が各州に、各州教育委員会から選出されたメンバーからなる公教育評議会 (Conseil général de l'Instruction publique) が連邦に置かれる。前者は各州の国民教育全体（主として初等中等教育）を管轄し、後者は連邦レベルの国民教育（高等教育等）と各州間の連絡調整にあたる。これらの機関は、具体的には、校長の任免、校長によって集められた教師の承認および免職、私立学校の設置認可および閉鎖、必要と判断する法律や予算を請願の形で当該議会に提案するなどの業務を担当する。[ibid. : 142- 144]

国家介入を否定したすぐ後で、このような教育管理システムを導入するデュポンの意図はどこにあるのか。彼は端的に次のように答えている。「なすがままにさせておこう。有害でないものはすべて役に立つ。（Laissons faire. Tout ce qui ne nuit pas, sert.）」と。

私立学校の設置手続きを例にとろう。まず私教育の自由が認められる。

教育することによって生計を立てるということは、きわめてまともなことであり、きわめて尊敬すべきことですらある。それは、他のことと同じように、自由であるべきであり、そこにおける競争は、他のどんなことにおいてもそうであるように、有用であるだろう。／したがって、州によってオーソライズされ、また市民たちが資金を出しあっている初等学校とは別に、誰かが別な風に、よりよからうとより悪かろうと、教育をおこなう別の学校を設立することは許される。[ibid. : 139]

デュポンは私立学校の開設は「完全に自由」とまで言っているが、ただし条件を設ける。それは、州指定の教科書を使用し、それにもとづく試験を生徒に受けさせること(これは家庭教育についても適用される)，その他の書籍および講義ノートの類にかんする教育委員会の事前審査をパスし，かつ，教育委員会と委員会の委任を受けた監督官の監視に服すことである [ibid. : 139- 140]。

一言でいえば、彼がめざしているのは、「道徳の基礎を尊重するという唯一の条件のもとで、すべての教育段階において、そこに有益な競争をもたらす」[ibid. : 151] ことである。制御された枠内での競争の促進である。もちろん、そこには私立学校 (*écoles libres*) と国民学校 (*écoles nationales*) との競争も含まれる [ibid. : 141]。また、教師の地位を「不確定権 (droits éventuels)」とみなすのが望ましいとして、「その収入は、立派な仕事ぶりと、それにともなう評判に比例して自然に増大する」ことを原則としつつも、国家の「実定的権利 (droit positif)」を確保しておくために「固定給用の適度な資金」準備するという構想も、同じ路線上に位置づく [ibid. : 150- 151]。

したがって、レッセ・フェール (*lessez-faire*) は依然としてデュポンの信奉の対象であったけれども、それだけでは不十分である。すでに革命に翻弄されたデュポンにとって、かつてあれほど評価したルソーも、もはや手放しの称賛の的ではない。

ジャン・ジャックは家庭教師のために、そしてレッセ・フェールという素晴らしい格率を教育に応用するために、著作を書いた。おそらく彼がそれをあまりにも遠くまで押し進めすぎたか、あるいは彼の読者たちがそれを誤解してしまったのであろう。[ibid. : 34]

もっとも、ルソーを絶賛していた頃でも、彼がルソーを「ルソー的」に読んでいたかどうかは大いに疑問である。そのことについてはすでに触れた。『覚書』に顕著であった画一性という契機は、ここにも登場してきている。「同じ諸々の観念」が「同じ配列」の仕方で教えられ、子どもたちに「同じ効果」をもたらさなければならぬ [ibid. : 13]。何のためかといえば、それは「創造者の諸々の善行を感じとり、至高の知性の目と支配のもとで善良である必要性を感じとるため」[ibid. : 145] である。こうして、創造者・至高の知性が「全宇宙 (univers) に課している不可侵の諸法則」[ibid.] に合致することが、教育の画一性の目的であると同時に原因ともなっている。この超越的な自然法則の前提視はデュポンの思想的経歴を一つに貫いている<sup>12)</sup>。

そのうえで、競争が「有用」であるとして推奨される。たしかに生産性の観点からみれば、それは「有用」であるだろう。しかしながら、競争の効果は、「道徳の基礎」をほりくずしてしまいはしないか。デュポンは大丈夫だとみている。彼によれば、「正義」と「羨望なき競争心」は「同じ感情」だとされる [ibid. : 139]。これはどういうことを意味するのか。

## 8. 競争と選抜

共和暦II年(西暦 1793 年 9 月 22 日～1794 年 9 月 21 日)，デュポンは公教育委員会に宛てて匿名で『国民教育にかんする見解 *Vues sur l'éducation nationale, par un cultivateur*』を著している。その冒頭で、「公教育の目的」として、「可能なかぎり最大限の有用な知識を、また各々の知識について可能なかぎり最小限の労力で、市民に得させること」が掲げられている [Du Pont 1793 ou 1794 : 3]。このような効率重視の効果として期待

されている実質は、「明智(lumières)を広げ、その進歩を確かなものにし、幼いときから、年若い市民たちの心のなかに自由と共和国とにたいする愛の種を蒔くこと」である [ibid. : 3- 4]。

他方、「すべての市民が教育に与からねばならない」とされ、とりわけ「その労働が国民全体の生活の糧と富を生産する」ところの「人民のなかでもっとも尊重すべき」農民たちを念頭に置きつつ、教育が、「富裕に由来する排他的特権」であってはならないとされる [ibid. : 4- 5]。機会均等の表明である。

以上から、子どもたちの「ものの考え方の流れに逆らわず、彼らのやる気を損なわず、彼らの労力と時間を節約する」[Du Pont 1812 : 15]といった教育方法上の方針と、初等段階において「道徳のすべての要素と、物理学と数学の要素のいくつか」[ibid. : 17]を教科書を用いて教えるという教育内容上の方針が導かれる。後者を敷衍すれば、初等教育レベルにおいて、「ひとまず教科書が国民精神を確立し、教育に基調を与える」[ibid. : 48]、言いかえれば、初等教育はそれ自体で、いわゆる完成教育であるよう構想されている。だから、道徳については「すべての要素」が、そこに含まれていなければならない。

初等教育が完成教育であることを想定しているということは、初等教育のみを修了して社会に巣立つ若者を想定しているということを意味する。デュポンは彼らを、「ひたすら耕作や商売や機械仕事に専念することになる市民」として想定している [ibid.]。では、上級の学校、中等教育は何を目的としており、誰がそこに進学するのか、選抜の基準と方法は何か。

まず目的。

中等学校は、文官 (professions lettrées) になることを望む人々、十分に大きなゆとりを享受しているので、学識を身につけ、いつでも好きな職に就く準備を整えておきたいと欲する人々に差し向けるべく予定されているものである。さらに、これらの学校は、高度な諸科学において頭角をあらわすことができる潜在能力をもつ人々を試し

てみることをも目的としている。[ibid. : 48- 49]

加えて、

中等学校の第一の効用は、様々な科学や文学にたいするすぐれた素質に恵まれており、かつ、費用がかかり、ずっと後になってからしか利をもたらさない経験にたいして、その親が支援してあげられない一定数の子どもたちを、数年間、国民の費用で教育てるという点にある。[ibid. : 50]

機会均等は貫徹されている。したがって、修了者が就くべく予定されている職業。社会的地位、それに要する高度な学問、それにふさわしい能力が、中等教育の目的を規定する三要素である。そして、いったん目的をこのように定めたら、社会的分業が所与である以上、教育制度構想に固有なレレヴァンスをもってくるのは後二者となる。ここに選抜の問題が浮かび上がってくる。

諸々の科学は、自然という宝庫の鍵である。その鍵を使うにふさわしい手を準備しなければならない。天分に恵まれた知識人の一日一日は、幾千万の人々による一年間の仕事よりも、このうえなく有用である。だが、天才は稀である。ゆえに、天才を埋もれさせることを恐れなければならない。ある子どものなかに天才のなんらかの鋭いきらめきを認めたらすぐに、その子どもを選びとる必要がある。……もし個別の家庭が彼にその援助を与えられないならば、全体家族、すなわち祖国がその子どもを実子同然に扱わねばならない。[ibid.]

選抜は公正でなければならない。ゆえに、その権限を学校監督官に全面的に委ねるようなことはしない。かといって入学試験も想定されていない。デュポンが採用するのは、初等学校における生徒間でおこなわれる相互評

価の結果にもとづいて、学校監督官が選抜するという手法である。すなわち、学校監督官は、

数校の初等学校——この連合体は1,000ないし2,000名の生徒を擁する——で、クラスメイトたち(*compagnons*)の投票により一等賞を得た生徒たちのなかから、才能と徳と恵まれた資質とにおいてもっとも傑出している生徒を決定する。[ibid. : 51]

この手続きにおいては財産の有無は考慮に入れられない。そして、このようにして選ばれた生徒が、政府給費を必要としていない場合には、同じく一等賞をとった別の生徒から、給費生が選ばれることになる[ibid. : 51-52]。この二段階選抜方式の各々は、「もっとも大きな栄誉はもっともそれに値する者に与えられるべきだ」とする業績主義の原則と、「財産がそこにしゃしゃりでるようなことがあってはならない」とする機会均等の原則とに辞書的順序で対応している [ibid. : 52]。

決定的に重要なのは生徒間の相互評価である。そこで、『国民教育にかんする見解』に示されているその具体案をみてみることにする。

まず、初等学校では、同時に同じ授業を受ける8人以上12人以下のクラス(*arrondissement*)が基礎単位となる [Du Pont 1793 ou 1794 : 25]。そして、「競争心をつねにやきもきさせておくために」，1, 2, 3, 4と番号のついた4枚の木札を、毎日の授業の終わりに配り、翌日の席を指定する。誰を何番にするかは、生徒たちが互いに勉学の出来ばえを見比べて決める。この席次は毎日記録される。このランクづけは、「エリートの子どもたちを鼓舞する」ために実施されるものであって、「出来の悪い子どもたちを意気阻喪させてはならない」。「もしもクラスの全員に番号札が与えられたなら、自分は5番か6番であつただろう、もう少し努力すれば4番か3番に、ひょっとしたら1番にだってなれるだろう」という慰めを彼らに残しておくことは重要である。毎日のランクは10日毎に集計され、教師がそれを吟味し、称賛し、批判する。さらに、毎月末には、クラス毎のランクが決

められる。これにさいしては、各クラスで番号札をもらって生徒たちのすべての勉学成果が掲示され、投票がおこなわれる。普通の生徒は1票、番号札をもらった生徒は2票、伍長（クラスの副リーダー）は3票。軍曹（同リーダー）は4票、教師は5票を投じる（軍曹と伍長については後述）。業績によって持ち票が異なるのは、第一に「卓越性は、業績がコンクールにかかっている生徒たちによってしか決定されない」からであり、第二に「一度も番号札をもらえなかった生徒たちは、彼らが得ていない才能については無能な判定者しかありえず」、また「友情」や「善意」によって「明智」が曇らされてしまうからである。加えて、個人を選ぶのではなく、クラスを選ぶのだから、各クラスの持ち票の総数が等しければ十分である。「こうして、われわれの農村の若者たちは進歩に進歩を遂げる」[ibid. : 32-38]。

デュポンによれば、こうした競争の効果は、効率を高めると同時に、「子どもたちを道徳化する」[Du Pont 1812 : 147] 点に求められる。つまり、「直接には自分自身でもたなかつたものを一人の友人によって得る」、あるいは「有用で輝かしい評価の証拠をクラスメイトに与えることができる」という希望・期待[ibid. : 52]、さらには、「真理と功績と才能にたいする敬意、評価に値する業績にたいする敬意」[Du Pont 1793 ou 1794 : 44] が、「道徳化」を駆動する。要するに、上述した競争のメカニズムは、生徒間の「相互的な衡平 (*équité réciproque*)」を保証し、それをつうじて生徒たちは「教授される諸々の科学以外のこと」（ヒドゥン・カリキュラム）を学ぶということになる [ibid.]。

それにしても、果たして競争のメカニズムだけで、「道徳化」を確保することができるだろうか。デュポンも注記しているように、「競争心といいうわべだけの名目のもとに嫉妬心がそこに生まれないようにするために、彼らのあいだに友情の種を蒔くよう努めなければならない」[Du Pont 1812 : 53]。そして、友情の種が芽吹く可能性は、競争のメカニズムのなかにではなく、むしろそのメカニズムが働く場の性格に求められている。すなわち、学校なりクラスなりの場それ自体の性格である。

祖国全体(patrie générale)のなかには、私的な第二の祖国(seconde patrie privée)が存在している。平等と理性の寺院のなかにも聖域(sanctuaire)がある。それは親戚関係であり、友情であり、愛情である。これらは、あらゆる努力、あらゆる勇気、あらゆる道徳性の貴重な胚である。諸々の公共的徳は、家庭的な(domestique)な徳からしか生まれない。……愛する者たちを助け、彼らに栄誉を与えるためなら、人は惜しまず働く。[Du Pont 1793 ou 1794: 41-42]

社会と自然、国家と家庭、公徳と私徳の連続性というデュポンに特有な思考回路がここにも顔を見せており。学校は各々の対概念の後者に連なっている。それは一種のサンクチュアリである。友情の種はここに蒔かれ、育つ。しかしながら、対概念が対立概念でないということから、当然のことながら、前者に連なる学校のイメージもデュポンのなかには存在している。

## 9. 共和国の似姿としての学校

『国民教育にかんする見解』のなかでデュポンは次のように述べている。

幼少期の勉学において、また遊戯においてさえ、彼らが全生涯において得ようと努めなければならないもの、すなわち自らと対等な人々にたいする敬意と、その敬意が授ける尊厳とを彼らに追求させ、見つけださせよう。言いかえれば、一段とよりよく働く手段を。学校が共和国の似姿(image de république)であらんことを。そして、そこにおいて、たんに知ることだけでなく、生きること、とりわけ共和国民として生きることを学ばんことを。[Du Pont 1793 ou 1794:24]

そのためには、教師は、

彼らを強制し、追い立ててはならない。なぜなら、彼らが奴隸状態

を感じるようなことは、いかなる点においてもけっしてあってはならないからである。彼らが〔目的に〕到達するには、彼らが自分自身で、意志と喜びと勇気をもって歩むことが必要である。彼らにこうした願望を吹き込み、彼らにこうした習慣をつけさせるべきは、われわれの制度によってである。[ibid.]

その制度の手始めは、「クラスの規律管理 (police)」を、生徒の一人に委ねることである。そうすることによって、「各クラスは市民社会の真の訓練所 (apprentissage de la société civile) となる」[ibid. : 26]。

具体的には、生徒たちのなかから、優秀な者を二人選出する。第一位の生徒には「軍曹 (sergent)」、第二位の生徒には「伍長 (caporal)」の称号が与えられる。選出は生徒の投票によっておこなわれ、教師は票数が同点の場合にのみ投票に加わる。選出されたら、それぞれ S と C の文字の彫り込まれた木札の階級章が与えられる [ibid. : 28]。こうして、アルベルトーネの表現を借りれば、「学校生活の準軍隊的組織化 (organizzazione paramilitare)」[Albertone : 121] が図られていく。

次に彼らの任務について見ていく。教室内の秩序維持という一般的の任务のほかに、助教師 (prévôt) の役も担う。そして、すでに紹介した 1~4 番の席次決定をつかさどる。毎日のランクの記録簿をつけるのは伍長の役目であり、同点の場合には軍曹が決裁する。[Du Pont 1793 ou 1794 : 28, 30]。

さらに、この準軍隊的組織の特徴は、10 日毎におこなわれる戸外の訓練において、もっとも顕著にあらわれる。その式次第は次のとおり。

毎旬日に、コミューンの市民総会の 2 時間前に、各クラスの生徒たちは、彼らの軍曹の肩の上の指揮棒もしくは杖のもとに参づる。軍曹は生徒たちを戦闘隊形に整列させる。先頭に軍曹、最後尾に伍長の縦列隊形を整えた後、軍曹は、その隊形をくずさず、同じ歩調で、彼の部隊を一様に保ったまま、国民教師の近くに率いていく。そこで、す

べてのクラスの生徒全体が一つの隊形をとる。各部隊は軍曹を右手に、伍長を左手にする。そして、最前列には、10日間の授業で一番をとることがもっとも多かった生徒たちが位置する。／このようにして編制された祖国の期待小隊は、市民讃歌を合唱する。軍曹たちに呼びかけられた教師が、抜き身のサーベルを手に、市民讃歌の合図を送り、音の高さを与える。／この義務が遂行されたら、指揮棒が束ねられる。人々はコミューンの学習ホールに入る。各部隊すなわち各クラスが10日間におこなった勉学成果が軍曹たちによって教師に提示される。教師はそれを吟味し、番号札の功績を得た生徒たちの勉学をより綿密にみる。称賛と批判の理由を述べる。つづいて、結集したすべての部隊に一般的講義をおこなう。これは、最前列の部隊の生徒にも、最後列の部隊の生徒にも等しくふさわしい道徳の講義である。……講義が終わると、人々は学習ホールから退出する。再び武器をとる。教師は再び隊形を組ませる。それから、それを縦列に再編し、季節に応じて、あるときは共同の大ホールに、あるときは自由の木の根元に率いていく。そして、そこにおいて、旬日集会、デクレと公報の朗読、英雄的行為の物語、あらゆる年齢層の市民たちを含む教育に参加する。／同じ日の午後、軍曹たちによって再び招集された部隊は、同じ順序で、同じ儀典により、教師のもとに赴く。教師は、連隊を、体育のための広場に連れてゆき、そこで遊戯、競走、跳躍、様々な軍事的展開訓練の采配を振る。[ibid. : 33-35]

明らかなように、この式次第は、かつてデュポンがバーデン辺境伯との皇子に示した案を、さらに一步、押しすすめている。新たに付け加わった一步は、競争という趣向である<sup>13)</sup>。先に、バーデンにおける公共祭典案を検討したところで、ルソーを引き合いに出した。競争の結果であるランクづけをこの場に持ち込むことについても、同じようにルソーを参照することができる。

野外での多くのスペクタクルでは、席欠は最新に区別されてはいるが、しかし、すべての民衆は、古代の人々の場合と同じように、平等に参加している。[Rousseau 1772: 963]

つまり、スタロバンスキイの言うように、「制度が平等なものであるかどうかは問題ではなく、平等が共通の魂の状態として実現されれば……十分なのである」[Starobinski: 124]。しかし、似ているのはここまでである。

祭りは時間的および空間的に限定されている。つまり、ルソーの祭りにおける平等は、その場かぎりのものであり、祭りが終われば人々はふたたび現実の不平等のなかに放り出される。「祭の翻訳としての契約思想」[作田: 225]というスタロバンスキイの解釈にしたがえば、祭りは一回性のものであり、自然状態から社会状態への跳躍の瞬間に相当する。したがって、祭りの後、社会契約締結後における市民社会内の現実的不平等の調整はそれとして独自の課題となりうる。それにたいして、野外の訓練を含めた学校教育は持続的である。さらに、それは「共和国の似姿」であるとともに「市民社会の訓練所」でもあるのだから、空間的にも共和国の大きさにまで広がりうる。競争の結果である序列が学校において正義に適うのであれば、それと相似形の国家=社会のレベルでも同様ということになる。公徳は私徳から生まれるのである。

実際、デュポンの所論に、現実の不平等を直視する問題意識は驚くほど希薄である。彼にとって、「統治の科学は、諸々の与件があるがままに受けとり、その總体を十分に検討し、そして根本的に立法的な思想によって、それらを共同の目的、一般的有用性へと導くことの内に存している」[Du Pont 1793 ou 1794: 22]。

## 10. 神はダイスをころがさない

デュポンの教育観を通してみると、教育が人間の欲求充足に不可欠の手段であること、すなわち生命・生活の維持のためには労働しなければならず、そして「労働する必要があるということから、学習し知る必要が出

てくる」[Du Pont 1799 b : 61-62] ということ、また、教育が生産力の増大に有効であるということ、すなわち「収穫の富は、それを産み出す土地の肥沃さにというよりは、それらの富を生み出す人々の明智に依存している」[Du Pont 1799 a, cité dans Albertone : 123] という筋は終始一貫している。しかしながら、教育によって形成されることが期待されているのは、「才知(esprit)」もさることながら、なんといっても「心、肉体、気質、とりわけ道徳、そして愛国心」[Du Pont 1793 ou 1794]、一言でいえば道徳性である。他方、彼の思想の中心にはつねに自然の秩序にたいする確信が存在していた。そして、彼の国民教育構想のもっとも根底に横たわっているのは、この自然の秩序と人間の道徳性とのあいだに想定されている関係である。本稿を閉じるにあたり、この関係を瞥見しておきたい。

デュポンにとって、「存在するものはすべてフィジク(physique)」であり [Du Pont 1798 b : 26]、「メタフィジク(métaphysique)でモラル(moral)な世界も、フィジクと呼ばれる確かな真理をもっている」[Du Pont 1799 b : 40]。

ところで、この「フィジク」、すなわち自然は三通りに区別される。まず、「自然(Nature)」。すなわち、以下の「二つのエレメントの本質的諸特性を確定する運命(Destin)」。そしてエレメントの第一は、「能産的自然(Nature naturante)」であり、デュポンはしばしばこれを「神(Dieu)」と呼ぶ。さらに、「自然によって許可され、知性すなわち神によって決定されたプランにしたがって組織されており、世界を形成している素材(Matière)」としての「所産的自然(Nature naturee)」が第二のエレメントである。したがって、神と素材は相関的である。神は、素材にはたらきかけることにより、「諸々の存在をつくりだす」。定義により、神は、素材から神をつくりだすことはできない。したがって、素材は「神でないもの」を全体の構成のなかにもちこむ。[ibid. : 47-50]

要するに、素材の本質的諸特性は不完全性をともなっている。「神の第一の御業は、知性と享受能力を恵まれうる諸々の存在を素材から引き出すことであった」[ibid. : 66] が、これら「下等な知性」も必然的に不完全であ

る。ここに悪弊の起源が求められる。

これら下等な知性、知性であるがゆえに自由な知性、神でないがゆえに、また神が彼らの知性を自らと同等のものとなしえなかつたがゆえに不完全な知性は、時として道を誤り、そしてしばしば相争う。彼らの誤謬の各々は、素材の不完全さから帰結する誤謬に、悪を付加する。[Du pont 1798 a : 267-268]

ゆえに、知性と自由は、人間の推論と行為にとって両義的である。つまり、間違った推論や悪い行為はありうる [ibid. : 267, 172]。しかし、道徳性の条件としては、方向性が決まっている。

知性は、諸々の動機を吟味し衡量する能力の内に存している。熟考して、そして、吟味なしには決めない者は、誰であっても、そこに自由が存在する。現在の刹那的な享楽よりも、持続的な、もしくは遠い将来の幸福のほうを選好する者は、誰であっても、そこに賢慮が存在する。自らの幸福を他人の幸福のなかに探し求め、そして見つけだすことのできる者は、誰であっても、そこに道徳性が存在する。／……知性が、善き動機にもとづいた意志を導くときには、それはメリットであり、報いを得る。それにたいして、知性が邪惡なものに誘惑されるままに放っておかれるとときには、それはデメリットであり、罰を受ける。[Du Pont 1799 b : 76-77]

このように、道徳性にかかわるとき、デュポンは、自由を「規矩 (règle) をもたない」「規矩に従うよう強制されない」という意味にとることを拒否する [Du Pont 1803 : 1]。裏返せば、普遍的な道徳法則の存在を承認する。この承認は次のようにして得られる。

まず、道徳の基礎づけにかんする議論が循環論法に陥らないためには、道徳の基礎は「それ自体で存在して」いなければならぬ [Du Pont 1798

b : 26]。また、道徳が規範であるかぎり、正当化を要請するが、「わたしは理性をもっている」と言う場合、そこには「わたしの意見は理性に合致している」ということが含意されている。言い換えれば、このとき、「われわれを超えた何ものかが存在している、ということを承認している」[ibid. : 29]。そして、道徳を基礎づける規矩、良心の格率は、この超越的存在である「自然」のなかに存在している。

道徳が本質的に自然道徳 (Morale naturelle) であるということは、それが「約定 (conventions)」や「政治社会 (sociétés politiques)」に依存していないということを意味する [Du Pont 1799 b : 103]。実際、デュポンは、〈人はみな、原始状態においては、すべてにたいする権利を有している〉〈所有は約定の結果である〉〈結合して社会を形成する人々は、他の諸権利を確かなものにするために、自らの権利の一部を犠牲に捧げた〉〈市民は法律に服しているときにのみ自由である〉といった「言い古されたフレーズ」を列挙した後、直ちに、これらの中に「自然的および道徳的誤謬でないものは一つもない」と断じ、逐一批判を加えている [Du Pont 1798 b : 26-27]。明らかなように、フレーズはルソー『社会契約論』から採られており、批判は、先に検討したデュポン蔵書の余白への書き込みと完全に符合する。

こうして、「正義と不正義……について裁決する至高の知性、普遍的理性」の存在が承認されれば、「いつの時代にも、どこの場所でも、いかなる身分にとっても不变の道徳」が承認されることになる [ibid. : 34-45]。また、「自分が行使しうる自由のよりよき用法を知ることは、自由を少ししかもたないということではない。それは、自由を自分にとっても他人にとってもより有用にすることを可能にすることである」とされる [Du Pont 1803 : 11]。したがって、

自由がないということは、すなわち道徳がないということである。/  
教育もしくは反省的思考を欠いた自由、それはほとんど道徳ではなく、  
不完全な道徳である。[ibid. : 13]

デュポンの国民教育構想にみられた、自由の尊重と厳格な規律との併存の背景には、以上のような思想があった。

ところで、「神」と「素材」を区別するデュポンの自然哲学は、諸個人間の不平等の処遇如何にたいしても、有意味な示唆を与えてくれる。

すでに述べたように、「神は統治すべき素材以外のものをもたなかつた」[Du Pont 1799 b : 66]。そして、まず最初に知性的存在を素材から引き出した後、世界全体に生命を与える活動の円環を再始動させるために、諸々の種のあいだに差異を設けた。さらに、各々の種に属する個体のあいだにも差異を設けた。かくして、「各々の族 (famile) は、それと認識されるだけの大いなる類似性をもち、かつその族のメンバーの各々は、互いに識別されるだけの違いをもつ」ようになる。デュポンのたとえをそのまま用いれば、ナラの木はナラの木であって、リンゴの木とは違うが、厳密に同じ枝ぶりのナラの木は二本とないし、また同じ一本のナラの木に正確に同じ葉は二枚とない。[ibid. : 67-68]。

この意味において、存在するものはすべて不平等である。しかし、「それが自らの知性を邪悪に用いることによって罰せられるに値しない場合には、それらはみな、大いなる存在の善意にたいする平等な権利をもっている」[ibid. : 68] とされる。いかにして、このことが可能となるのか。

デュポンは、その答えを「自尊心 (amour-propre)」に求めている。自尊心そのものは「幻想 (illusion)」であるが、それがもたらす「自己満足 (contentement de soi-même)」は幻想的ではない。それは正真正銘の幸福を与える」[ibid. : 69]。自己満足とは、自らの完成化 (perfection)，言い換えれば、自分がよりよくなり、より幸せになることであって、自分が他人になることではない[ibid. : 70]。各人は、「この幻想によって、自分が覚える苦痛に無頓着なわけでも、自分の欠陥をまったく知らないわけでもないが、にもかかわらず、総体としては、自分自身と自分の巡り合わせに十分に満足するのである」[ibid. : 71]。これは一体どういう状態を指して言われているのか。

デュポンは次のようなたとえを引き合いに出す。ヴィーナスは存在しな

い。しかし、ヴィーナスのモデルとなったギリシャ人女性たちの各々には恋人がおり、彼は彼女の魅力にひかれている。このとき彼女には、自分のその魅力で十分に満足するだけの理由がある。彼女は、虚栄心なく、自分がすべての仲間たちより美しいと思うだけの強力な理由をもっている。そして、彼女たちの誰も、それに欠けてはいない。続けて、デュポンは言う。

これが世界というものである。ここに世界の諸要素がある。ここに道徳が据えられる自然的基礎がある。ここに偉大な恩人の御業がある。  
[ibid. : 73]

つまり、「すべての知的被造物が平等であるのは、自尊心においてのみであり、また彼らみなが自分は優っていると思うのは、自尊心によってのみである」[ibid. : 333-334]。ここには、諸々の現実的不平等を、おしなべて自然に帰するデュポンの傾向が顕著にあらわれている。不平等には自然的なもののほかに、社会的なもの、すなわち道徳的に不可とされるべきものが存在するかもしれないということは、彼の念頭にない。したがって当然、不平等の遭遇に、彼の嫌悪する「約定」が介入する余地はない。いずれにせよ、ここには、デュポンの国民教育構想にみられた業績主義の正当化の根拠が示されている。

\* \* \*

デュポンの「宇宙 (univers)」に「偶然 (hazard)」など存在しない。偶然とは、彼にとっては、「無知を覆い隠すためいでつちあげられた言葉」[ibid. : 41]にすぎない。彼は、ラプラスを連想させる口調で次のように論じている。

二個のサイコロをダイスカップのなかにどういう具合に入れるべきか、それらのサイコロをどのくらい、どの向きに、いかほどの力で振らなければならぬか、を知ることができていたなら、われわれはピンゾロあるいはゾロ目を意のままに出せるだろう。なぜなら、きわめ

て厳密な幾何学的および物理学的諸法則にのっとってサイコロは打ち合わされ、投げ出され、落下し、跳ね返るからである。しかし、サイコロの転がり方を知らないので、われわれは、偶然が存在すると想定し、確信し、口に出すのである。そして、われわれは、自分たちの不器用さの数量を、偶然の確率 [chances de hazard] として計算しさえするのである。ところが、こうした不器用さは偶然ではなく、ほとんど解明されていないある知性によって作動させられている自然的・物理的諸原因の自然的・物理的諸結果なのである。[ibid. : 41-42]

フィジオクラシー (physiocratie) を造語したといわれる人物にふさわしく、デュポンは、「モラルはフィジクな科学 (science physique) である」 [ibid. : 331] と宣言し、その体系を築くことに腐心した。そのさい、彼は、確率論的記述に甘んじることを一貫して拒否し、物理学的決定論の立場を固守した。あたかも、現実には存在しないラプラスの魔物<sup>14)</sup> の役を演じつづけたかのようである。

それにたいしてテュルゴのスタンスはやや異なっている。彼は、社会現象は、「物理的」というよりは、むしろ「化学的」なのではないかと言う。そして、化学の諸現象にあっては、

すべてはわれわれの感覚のとどかないところで起こり、われわれはその姿や運動を知るための手がかりをもちません。われわれが目にすることは、限りなく複雑な諸々の諸結果だけです。これら複雑な結果をもたらす原因是、その結果からひじょうにかけ離れ、またほとんど無数にありますが、それだけではなく、もっと悪いことに、その数がわからないのです。[Turgot 1772 : 582-583]

当時において、化学が、「物理学者の体系化志向 (esprit de système) に反対し、自然の過程の多様性を考慮に入れた化学を掲げて闘う人々にとつて、特權的な科学であった」 [Prigogine & Stengers : 訳 132] ことを想起

するとき、テュルゴがデュポンの方法に否定的であったことは容易に想像がつく。実際、『表解』を作成中のデュポンにたいして、テュルゴは次のような手紙を送っている。

自然がひとつながりの鎖をなしているというのはまことにそのとおりです。しかし、この鎖はたくさんの渦を巻いているので、思うに、いかなる人間も、この鎖を一方の端からもう一方の端まで手繰ることなどできはしません。必要なのは、われわれの能力の及ぶ範囲にある環をつかまえることであり、そして、たいていの場合には、それらのつながり具合を見ることはあきらめることです。多かれ少なかれ必ず恣意的なものでしかない『表解』をアレンジするために、無理やり人為的なつながりをつけようなどとはなさらないことです。あなたは、御自分の作品に大いに精力を傾けておられますか、それはまったく無駄骨でしょう。[Turgot 1773: 629]

してみれば、デュポンを物理学的決定論者の典型であるとするなら、そうではない論者——こうした論者のなかには、テュルゴのほかに、たとえばコンドルセ (Jean Antoine Nicolas Caritat, marquis de Condorcet) なども数えられよう——の教育構想を検討し、両者を比較してみるとは大いに興味深い作業となることだろう。

### 【註】

- 1) 今日われわれが目にすることのできる形での『覚書』の成立事情ならびに諸版の異同にかんしては、SCHELLE[1883], WAHL[1906], GLAGAU[1906], STEINBRECHER [1910], 渡辺 [1973; 1979; 1980] を参照。
- 2) [ ]内は訳者(大津)の挿入注であるが、本文中で述べるように、トクヴィルはテュルゴを他の「重農主義者」たちとは異なるとみていたのであるから、この注はミス・リーディングである。
- 3) カヴァノーは、先行研究を検討して次のように述べている。「シュタインブレッヒャーは……次のように結論づけている。『われわれは、自治的議会の創設の実践的提案は本質的にテュルゴのアイデアであると認めてよからう』；他方、全国的教育シス

テムの提案はデュポンの影響のほうが大きいように思われる、とされる。ヴァール(A. Wahl)によれば、『覚書』は、テュルゴではなく、デュポンの思想の痕跡を徹頭徹尾とどめている、とされる……。しかし、グラガウ(H. Glagau)は……この主張に反駁している。私自身の結論を言えば、少なくともテュルゴ(およびデュポン)が、テュルゴの見解を表明するのが賢明だと感じていたというかぎりでは、『覚書』はテュルゴの見解の反映である」[Cavanaugh : 32]。しかしながら、ここで「デュポンの思想の痕跡を徹頭徹尾とどめている」という見解をとっているとされるヴァールは、テュルゴが「もちろん個々のあらゆる論点については異論があるものの、デュポンの草稿を承認していた」という点については異議を唱えていないのである[Wahl : 248]。したがって、グラガウもヴァールの「主張に反駁している」わけでは必ずしもない。この点についてのカヴァナーの読み取りは不正確である。

4) デュポンの改ざんは、テュルゴ死後にのみおこなわれたわけではない。後に経済学の古典となるテュルゴ『富の形成と分配にかんする考察 *Réflexions sur la formation & la distribution des richesses*』を自分の編集する『市民日誌 *Ephémérides du citoyen, ou Bibliothèque raisonnée des sciences morales et politiques*』に掲載するにあたっても、デュポンは原稿に重大な変更をいくつか加えている。たとえば、次の部分(津田匠訳『チュルゴ経済学著作集』77-78より)。

〈テュルゴの原稿〉「耕作者が土地所有者を必要とするのは、たんに人間の慣習と市民的法律とが最初の耕作者とその相続者たちに対して、かれらが耕作をやめるときでも、かれらが占有していた土地の所有権を保証したからにすぎないのである。」

〈市民日誌版〉「耕作者が土地所有者を必要とするのは、慣習と法律とが最初の耕作者とその相続者たちに対して、かれらが耕作をやめるときでも、かれらが占有していた土地の所有権を保証しなければならなかつたからである。しかもこの保証は、それによってかれらが土地を耕作可能にし、いわば地味そのものと合体されたところの土地前払いのための価格のためであった。」

テュルゴはこの改ざんに抗議し、ただちに原稿通りの別刷を印刷させたが、デュポンは、テュルゴ没後、『デュポン版チュルゴ著作集』を編むさいに、この「訂正」を復活させている。

なお、木崎喜代治は、この部分の改ざんは「国家の存立基盤」にかんする両者の見解の相違を反映するものとみている[木崎 1974 : 40-41]。

5) 1767年11月のルメルシエ宛デュポン書簡(The Eleutherian Mills Historical Library所蔵、ここではパーキンス[Perkins : 176]による)。

6) フィジオクラートたちの教育論にかんする包括的な研究として、さしあたり以下のものを挙げておく。

① EDELHEIM [1902] : pp. 78-145においてケネー、ミラボー、ルメルシエ、デュポンの所説が論じられている。

② GROSPERRIN [1976] : ボードー、ミラボー、デュポンの所説が論じられている。

③ ALBERTONE [1979] : ミラボー、ケネー、ボードー、デュポン、ルメルシエの所

説を論ずるもっとも詳細な先行研究。

- ④田原 [1992]：ケネー，ミラボー，ボードー，ルメルシェの所説を紹介。
- 7) バーデン辺境伯とフィジオクラートたちとの関係については，SCHOLBACH [1983] を参照されたい。
- 8) これに先立ち，1767年にミラボー侯 (Victor Riquetti, marquis de Mirabeau) がルソーをフィジオクラートの陣営に誘い，ルソーはこれを断っていた。ミラボーは，この時のルソーの私信を，自著『法秩序提要 *Précis de l'ordre légal*』(1768) のなかで，本人に無断で公表している。
- 9) ポーランド国民教育委員会については，白木太一 [1986]，中山昭吉 [1991]（ことに第4章），KURDYBACH [1973]，JOBERT [1941 a; 1941 b] を参照した。
- 10) この間の経緯については，JOBERT [1941 a; 194 b] を参照した。
- 11) デュポンの証言による1787年版公刊の経緯の概略は次のとおり。ミラボーがヴァンセンヌに収監されていたとき，デュポンは『覚書』を貸し与えた。ミラボーはその写しをとり，写しをとったとは言わずにデュポンに返した。後年，金目当てで写しを書店に売り渡した。そのさい原稿の分量が少なすぎたので付録を加えた。『覚書』の部分には多くの脱落や間違いがある。[渡辺 1973: 21-23]
- 12) デュポンの1800年以降における所論については，それをフィジオクラティックなものとみなすことにたいして疑念をはさむ向きもあるが [Dippel 1981 b: 730]，彼が1800年時点において初等教育で教えられるべき道徳の要素として列挙している「自由」「所有」「正義」「相互的援助の有用性と契約の神聖性」「慈善」[Du Pont 1812: 18] は，1775年の『表解』におけるそれと重なる。
- 13) 競争の道徳性について。デュポンは，『国民教育にかんする見解』と同時期に，『全宇宙の哲学 *Philosophie de l'univers*』(1793) を著しているが，アルベルトーネによれば，この著書は，「スミスの『道徳感情論 *The Theory of Moral Sentiments*』への親密な共感に満ちあふれており，もはやフィジオクラティックなエゴイズムから遠い」[Albertone: 118] とされる。1793年当時，『道徳感情論』にはすでにフランス語訳が三種類あった。周知のとおり，同書は次のような一節から始まっている。

「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても，明らかに彼の本性のなかにはいくつかの原理が存在している。これらの原理は他者の運不運にたいする関心を彼にもたせ，そして，他者の幸福を彼にとって必要なものにする。彼は，それを見るという喜び以外になにも他人の幸福からは引き出さないにもかかわらず，である。」[Smith 1982: 9]

また，デュポンが目にしていたかどうかは定かでないけれども，第6版 (1790) に増補された部分には次のような記述がある。

「われわれがその性格と行為を是認する人々にたいして，われわれが自然に抱く愛情と感嘆は，必然的に，自分たちも同じような快適な感情の対象となること，そして，われわれがもっとも愛し感嘆する人々と同じく愛すべく感嘆すべきものに自分たちもなることを，欲する気もちをわれわれに起こさせる。競争心，すなわ

ちわれわれ自身が卓越していたという切実な願望は、もともと、他の人々の卓越にたいするわれわれの感嘆にもとづいている。」[ibid. : 114]

なお、『宇宙の哲学』にたいする『道徳感情論』の影響については、アルベルトーネに先立って、すでにシェルによって指摘されているが [Schelle : 335]、ただしシェルの場合は、「デュポンの哲学の出発点」のなかに、「ストイックな道徳とフィジオクラシー」を基礎づけている、「全宇宙を導く摂理 (lois providentielles)」の存在を認めている [ibid. : 332]。この点については後に検討を加える。

14) 「魔物は任意の瞬間に、宇宙の一部を成す個々の質量について、位置と速度とを観測する能力をもち、その時間発展を過去にも未来にも推定する能力をもっている。……ラプラス自身はこの作り話を使って、われわれの無知の程度および、ある過程に対しても確率論的記述が必要であることを示そうとしただけである。ラプラスの魔物の問題意識は、事実の展開を決定論によって予測する事が実際に可能かどうかという問題とは関係なく、それがはたして原理的 (de jure) に可能かどうかにある。力学法則と初期条件という特徴的な二元性のある機械論的記述が、この可能性を必然的に含んでいるように見える。」[Prigogine & Stengers : 訳 123-124]

### 【文献一覧】

- ALBERTONE, Manuela, *Fisiocrati, istruzione e cultura*, Torino, 1979.
- ALTHUSSER, Louis, "Sur le *Contrat social*", *Cahiers pour l'analyse*, no. 8, 1967 (アルチュセール『政治と歴史』西川長夫・阪上孝訳、紀伊國屋書店、1974年、所収).
- 安藤隆穂『フランス啓蒙思想の展開』名古屋大学出版会、1989年.
- BAKER, Keith Michael, *Condorcet: From Natural Philosophy to Social Mathematics*, Chicago and London, 1975.
- *Inventing the French Revolution: Essays on French Political Culture in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1990.
- BAUDEAU, Nicolas, Abbé, "De l'éducation nationale", *Ephémérides du citoyen, ou Chronique de l'esprit national*, 1765, tome I, no. 7.
- CAVANAUGH, Gerald J., "The Rejection of Enlightened Despotism", *French Historical Studies*, 6(1969).
- CHISICK, Harvey, *The Limits of Reform in the Enlightenment: Attitudes toward the Education of the Lower Classes in Eighteenth-Century France*, Princeton: NJ, 1981.
- DIPPEL, Horst, *Individuum und Gesellschaft. Soziales Denken zwischen Tradition und Revolution: Smith—Condorcet—Franklin*, Göttingen, 1981.
- DU PONT DE NOUMOURS, Pierre Samuel, *De l'origine et des progrès d'une science nouvelle*, Paris, 1768.
- "Observations sur l'éducation en Russie, *Ephémérides du citoyen, ou Bibliothéque raisonnée des sciences morales et politiques*, 1772, t. I.

- “Vues générales: Moyens d'établir les écoles paroissiales”, “Hierarchie à établir dans l'instruction depuis les écoles paroissiales jusques à l'Académie des sciences et belles-lettres: Résumé général du Plan des établissements à faire”, “Des Universités et de l'Académie des sciences, des belles lettres et des arts utiles”, (Mémoires pour la Commission d'Education en Pologne en 1774, reproduites comme “Appendice” dans ALBERTONE [1979: 175-188] ).
- Table raisonnée des principes d'économie politique*, Carlsruhe, 1775.
- Vues sur l'éducation nationale, par un cultivateur*, Paris, 1793 ou 1794.
- Sur Haller, sur Bonnet, sur leur très-louable philosophie, et sur les erreurs qu'ils pouvaient en retrancher*. Lu à la classe des Sciences morales et politiques de l'*Institut national*, dans la séance du 27 messidor de l'an 6 (1798a), paru comme Note (D) dans *Philosophie de l'univers*, 3me édition.
- Des bases de la morale. Observations lues le 22 Thermidor an VI, à la Classe des Sciences morales et politiques de l'Institut national, sur la question qu'elle avait proposée: «Quelles sont les Institutions les plus propres à fonder la Morale du Peuple?»* (1798b), paru dans *Opuscules morales et politiques*, (retirée de différents journaux), [par P.-S. Dupont de Nemours], dans Bibliothque du Professeur Gustave Schelle de l'Universite du Commerce d'Otaru.
- Mémoire à l'Académie des sciences morales sur le nombre des écoles primaires que l'on doit établir* (1799a).
- Philosophie de l'univers*, troisième édition, Paris, 1799b.
- Sur la liberté morale. Lu à la classe des sciences morales et politiques de l'Institut national, dans la séance du 30 nivose an XI* (1803), paru dans *Opuscules morales et politiques*.
- Mémoires soumis à la troisième classe de l'Institut, sur plusieurs ouvrages historiques, et particulièrement sur celui de M. d Rulhière, intitulé: De l'anarchie de Pologne, concourant pour les prix décennaux*, (1810), parues dans *Opuscules morales et politiques*.
- Sur l'éducation nationale dans les Etats-Unis d'Amerique*, Paris, 1812 (première édition parue en 1800).
- L'Enfance et la jeunesse de Du Pont de Nemours*, publié par H.-A. Du Pont de Nemours, Paris, 1906.
- EDELHEIM, John, *Beiträge zur Geschichte der Sozialpädagogik mit besonderer Berücksichtigung des französischen Revolutionsalters*, Berlin und Bern, 1902.
- FURET, François, *Penser la Révolution française*, Paris, 1978 ( フュレ『フランス革命を考える』大津真作訳, 岩波書店, 1989).
- GLAGAU, Hans, “Turgots Sturz. Eine Untersuchung”, *Historische Zeitschrift*, Bd. 97 (1906).

## デュポンにおける国民教育モデルの形成と構造

- Reformversuche und Sturz des Absolutismus in Frankreich(1774-1788)*, München und Berlin, 1908.
- GROSPERRIN, Bernard, "Faut-il instruire le peuple? la réponse des physiocrates", *Cahiers d'Histoire*, 21 (1976).
- HIGGS, Henry, *The Physiocrats: Six Lectures on the French Economists of the 18th Century*, New York, 1968 (first published in 1897 at London).
- 平田清明『経済科学の創造』岩波書店, 1965年。
- JOBERT, Ambroise, *La Commission d'Education Nationale en Pologne (1773-1794)*, Paris, 1941a.
- Magnats polonais et physiocrates français (1767-1774)*, Paris, 1941b.
- 木崎喜代治「ケネーの政治思想についての一考察」(『思想』No. 600, 1974年6月)。
- KNIES, Carl, *Carl Friedrichs von Baden: Brieflicher Verkehr mit Mirabeau und Dupont*, 2 Bde., Heidelberg, 1892.
- KURDYBACH, Lukasz, "The Commission for National Education in Poland 1773-1794", *History of Education*, vol. 2, no. 2, 1973.
- LE MERCIER DE LA RIVIERE, Pierre Paul François Joahim Henri, *De l'Instruction publique; ou Considérations morales et politiques sur la nécessité, la nature et la source de cette instruction*, Stockholm et Paris, 1775.
- Mémoire sur les municipalités*, 1775. 1778年にデュポンがカール・フリートリヒに送った写し「カールスルーエ手稿」(渡辺1980所収)を[Mémoire 1778: ], 1787年にミラボー伯が公刊した版(*Oeuvres postumes de M. Turgot, ou Mémoire de M. Turgot*, lausanne, 1787)を[Mémoire 1787: ]とする。
- 森田伸子『子どもの時代——『エミール』のパラドックス——』新曜社, 1986.
- 中山昭吉『近代ヨーロッパと東欧』ミネルヴァ書房, 1991年。
- NATORP, Paul Gerhard, ohne Titel, *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, XVII (1902).
- "Observations d'un républicain", parues dans *Oeuvres postumes de M. Turgot, ou Mémoire de M. Turgot*, Lausanne, 1787.
- PERKINS, Jean A., "Rousseau jugé par Du Pont de Nemours", *Annales de la Société Jean-Jacques Rousseau*, tome XXXIX, 1972-1977 (1979).
- PRIGOGINE, Ilya & STENGERS Isabelle, *Order out of Chaos—Man's New Dialogue with Nature*—, New York, 1984 (プリゴジン・スタンジェール『混沌からの秩序』伏見康治他訳, みすず書房, 1987年)。
- QUESNAY, François, "Le Droit naturel" (1765), *Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, Fondateur du système physiocratique*, publiées avec une introduction et des notes par Auguste Oncken, Frankfort s/M et Paris, 1888.
- “Despotisme de la Chine” (1767), *Oeuvres économiques et Philosophiques de F. Quesnay*.

- ROUSSEAU, Jean-Jacques, *Le Devin du Village*, 1752 (*Oeuvres complètes*, II, Paris, 1964).
- *Lettre à d'Alembert sur spectacles*, 1758 (GF Flammarion, Paris, 1967).
- *Du Contract social ou principes du droit politique*, 1762a (*Oeuvres complètes*, III, Paris, 1964).
- *Emile ou de l'éducation*, 1762b (*Oeuvres complètes*, IV, Paris, 1969).
- *Considérations sur le gouvernement de Pologne*, 1772 (*Oeuvres complètes*, III, Paris, 1964).
- 坂田太郎「重農主義と自然法思想 — ケネー、デュポンに寄せて — 」『一橋論叢』第 58 卷, 第 4 号, 1967 年 10 月。
- 作田啓一『増補 ルソー — 市民と個人 — 』筑摩書房, 1992 年。
- SCHELLE, Gustave, *Du Pont de Nemours et l'école physiocratique*, Paris, 1888.
- 白木太一「ポーランド国民教育委員会初期 (1773-76) における身分別教育再編の試み」(『東欧史研究』第 9 号, 1986 年 10 月)。
- SHOLBACH, Jochen, "Les physiocrates et une tentative de réalisation de leur doctorine en Allemagne (d'après les correspondances de Mirabeau et de Du Pont Nemours avec le margrave de Bade)", *Studies on Voltaire and the Eighteenth Century*, vol. 216 (1983).
- SMITH, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1776), New York, Modern library Edition, 1937.
- *The Theory of Moral Sentiments*, Liberty Classic edition, Indianapolis, 1982.
- STAROBINSKI, Jean, *Jean-Jacques Rousseau: La transparence et l'obstacles*, Paris, 1971 (スタロビンスキイ『透明と障害』山路昭訳, みすず書房, 1973 年)。
- STEINBRECHER, Adolf, *Turgot-Duponts Munizipalitäten-Entwurf*, Marburg, 1910.
- 田原宏人「フィジオクラートたちの教育論 <ノート>」『札幌大学教養部紀要』第 41 号, 1992 年。
- TOCQUEVILLE, Alexis de, *L'ancien Régime et la Révolution*, 4<sup>e</sup> éd., 1858 (*Alexis de Tocqueville Oeuvres complètes*, tome II, Paris, 1952).
- 津田内匠「チュルゴの未発表資料 (II の 1)」(『経済研究』vol. 25, No. 1, Jan. 1974)。
- TURGOT, Anne-Robert-Jacques, *Réflexions sur la formation et la distribution des richesses*, 1766 (津田匠訳『チュルゴ経済学著作集』岩波書店, 1962 年, 所収)。
- Lettre à Condorcet, 13 novembre 1772, *Oeuvres de Turgot*, éd. Schelle, tome 3.
- Lettre à Du Pont de Nemours, 24 octobre 1773, *Oeuvres de Turgot*, tome 3.
- Lettre à Du Pont de Nemours, 14 mars 1774, *Oeuvres de Turgot*, tome 3.
- Lettre à Du Pont de Nemours, 25 mars 1774, *Oeuvres de Turgot*, tome 3.
- WAHL, Adalbert, "Zur Geschichte von Turgots Munizipalitäten-Entwurf", *Annalen des Deutschen Reichs für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft*, Bd. 36 (1903).

## デュポンにおける国民教育モデルの形成と構造

- *Vorgeschichte der Französischen Revolution. Ein Versuch*, Erster Band, Tübingen, 1905.
- 渡辺恭彦「フランス革命前夜における自治的行政機構確立の試み — デュポン・ドゥ・ヌムール『自治体に関する覚書』(一七七五年)を中心として —」(福島大学経済学会『商学論集』vol. 41, no. 5, 1973).
- 「デュポン・ドゥ・ヌムール『自治体に関する覚書』(一七七五年)のテクストについて」(『商学論集』vol. 48, no. 1, 1979).
- 「デュポン・ドゥ・ヌムール『自治体に関する覚書』(1775年)の「カールスルーエ手稿」からの復刻(上)(下)」(『商学論集』vol. 49, no. 1, no. 2, 1980).

【付記】本研究にさいして札幌大学研究助成(1992年度)を受けた。